

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

13番阿部信孝議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 上 田 隆 議員

○田中敏雄 議長 29番上田隆議員に発言を許可いたします。

29番上田隆議員。

【29番（上田隆議員）登壇】

○29番（上田隆議員） 皆さん、おはようございます。

会派さきがけの上田であります。

きのうの日程変更がありまして、きょうのトップバッターを務めることになりました。ひとつ気合いを入れていきますので、どうかひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

大森町には、大森町国際交流協会というのがあります。それで、これはつくられましてから8年ほどになりますけれども、海外から大森地域にお嫁さんに来た人、こういった人方が寂しい思いをしていないかと、孤立していないかと、こういうことでそうした人方を励まそうと、こういうことでつくられた会でありますけれども、きのうの新聞等に載っておりましたのでごらんになられた方もおったかと思えます。

その会のメインイベントは、自国料理ふれあい交流会というものであります。彼女たちが、郷土自慢の料理をつくりまして、そしてまた、我々みたいな地元の人を招きまして、世間話をしながら交流を深めると、こういうものでありますけれども、先般2月28日でしたけれども開かれました。数えて7回目だそうでありますけれども、今回は中国から来た人、それからフィリピンから来た人、計5組だったと思いますけれども、その人方に地元の腕自慢が加わりまして、盛りだくさんの料理をつくっていただきました。大変、ボリュームたっぷりの料理ができ上がったわけでありますけれども、そうした料理に舌鼓を打ちながらいろいろな世間話を交わし、楽しいひとときを過ごしたと、こういう会でありました。そうした国際交流協会の活動の一端を紹介しながら、一般質問に移っていきたいと思います。

通告に従って進めていきます。

最初1項目は、農業問題についてであります。

世界的な食料危機や外国農産物の安全性の問題などを受け、国内で可能な限り食料を自給しようとする機運が高まっております。これまで、米価の下落などもあり、特に秋田県の農業は衰退の一途をたどってきました。しかし、昨今、農産物の自給率向上が国策として重視されてきており、ここに来て農業に新たな光が差し込んできた感じがしております。

こうした状況を踏まえ、県では昨年7月、あきた型食料自給力向上検討会議を発足させ、中間報告で、県内の全農地を利用し尽くすという大胆な案を示しました。その実現方策が注目されるところであります。

一方、国では自給力向上と呼応した形で、石破農相が米政策を抜本的に見直す意向を示し、いわゆる減反選択制案を打ち出しております。減反を支持して、その調整に従う農家には新設する補助金を出すが、従わない農家には、自由な生産を認めるかわりに交付金は出さないというものであります。この案は、兼業農家や米主業農家のそれぞれから賛同を得やすい政治的な案と言える面もありますが、国内の生産量の目標を設定できないことや、過剰米が発生し米価が下落した場合の対策など、不透明な部分が多いわけであります。

現在、米農家が長年の低米価による所得低迷で苦しんでいるところに、さらに供給過剰による米価下落を誘発する施策が、今とられようとしております。

当市の農業にとって、看過できないどころか、農業の継続か否かを左右する大きな問題と私は受けとめておりますが、このことに対する市長の見解を、まずお尋ねいたします。

もう一つの市の農業にかかわる大きな問題は、一般企業等の農業への参入をどう考えるかというものであります。これまで、農業への一般企業の参入は厳しい規制により守られ、保護されていたのが周知の事実であります。特に、土地利用型農業においては厳しいものがあつたわけでありましたが、しかし、昨今、相次ぐ規制緩和により、企業の農業への参入が相当進んできております。食品、小売、外食などへの主要企業の農業関連事業への参入は枚挙にいとまがない状況でありますし、土地利用型農業の面においても、地方では、建設会社などが経営の一環として農業分野に進出し、頑張っている例が各地で見られるようになってきております。

一般企業の土地利用型農業への進出は、特に県や市で進めている集落営農組織や農業法人による農業経営の展開と競合し、その障害となる面が否定できないと思いますが、現在の規制緩和の状況の中、ますます進みつつある農業分野への企業の参入について、本市として市にもたらす影響をどのようにとらえているのか、見解をお尋ねいたします。

②であります。市では平成20年度における農業経営所得安定対策事業の加入数は、集落営農組織で74組織、認定農業者が799戸で、農地の集積率は約40%になるとしております。市町村特認等により、認定加入者が大幅にふえたことが要因なわけでありましたが、任意の集落営農組織の法人化については思うように進んでいないようであります。

平成19年度の経営所得安定対策開始から、はや2年が経過しようとしております。対策の開始当初、

任意の集落営農組織の結成に当たっては、5年以内に法人化に進むことが要件とされたわけですが、法人化への移行が思うように進まない状況を反映してか、早くも5年以内の法人化要件を先送りできる通達が出ているとも聞いております。戦後最大の農政改革とのふれ込みのもと、始められた経営所得安定対策でしたが、このような状況であります。このような腰の据わらないやり方で、果たして法人化への移行を進めることができるのか、甚だ疑問であります。

そもそも、任意の集落営農組織は利益を内部留保できず、すべて構成員に分配しなければならないなど、経営処理が煩わしく、また集落営農組織を構成する個々の農家経営との境界がはっきりしないために、集落営農組織としての経営や採算性がどうなのか、数値ではっきり示せない難点があるように思われます。今のままでは、みずからの組織の存在意義は確認しづらいわけであり、ましてワンランク上の法制・法人化への移行は難しいのではと思うわけであります。

以上の点を踏まえ、市当局では、現在、集落営農組織が直面している課題をどのように把握しているのか、また法人化組織はいつごろまでに、どのくらいまで持っていくつもりなのか、その目標と対応策についてお尋ねいたします。

3項目。今我が国が戦後最大の経済危機に陥っている中、農業が注目されております。国の平成20年度の2次補正予算に盛り込まれた農の雇用事業の一環として、県農業会議などが農業研修生を募集したところ、定員50人に対し2倍近い97人が応募したということであります。

このような雇用対策の面からも、また本県が掲げる自給力向上対策を実践する面からも、そしてまた、集落営農組織の収益を強化する複合作目の担い手を確保するためにも、まず何よりも担い手や農業へ従事する人を十分に確保する必要があると思います。

市の農業振興予算を見ても、平成21年度は5億5,724万円で、昨年の3億4,846万円に比べて2億871万円の増であり、評価したいと思うのでありますが、その内容を見ますと、増額した2億円のうち1億円は金融対策であり、ほとんどが昨年からの継続事業で、新規機軸には乏しく、どの方面に注力していくのか伝わってまいりません。

農業振興の面からは、わずかにフロンティア農業者育成費720万円、新規就農者支援事業2,400万円があるだけであり、フロンティア農業者育成費に至っては昨年度予算を下回っております。

今回は、各方面の注力により、新規就農者に対し、研修し働きながら栽培技術や経営のノウハウを学ぶ道を構築したわけではありますが、今後そうした方たちが農業の自営や農業法人等の構成員へとつながるためには、住居、農地、機械、資金など大きな関門をクリアしなければなりません。

当市として、関係団体とともに、担い手や新規就農者の受け皿づくりを進めることは、何といたっても農業問題の展望を切り開く喫緊の課題だと思っておりますが、以上の点に対する市当局の決意と見解をお尋ねいたします。

大きな2項目、介護の諸問題についてであります。

3年ごとに行われる第4期の介護保険事業の改定により、介護サービス事業者に支払われる介護報酬

が、4月から3%増となることが決まりました。

今回の改定は、介護従事者の処遇改善や、事業者が人材を確保しやすくすることをねらったものだと
言われておりますが、改定によって事業所にどのような効果があり、また介護全体がどう変わっていく
かについてお聞きしたいと思います。

第4期の今回の改定では、事業所の基本報酬のベースアップがあった項目はごくわずかであり、介護
事業者が人材などの体制を充実させた場合、例えば介護従事者のキャリアアップと離職の防止、医療と
介護の連携、夜間のケア、認知症へのケア、リハビリなどをきっちりとしていた場合に介護報酬がふえ
る加算中心であったと言われております。

特に、介護事業所が介護福祉士など有資格者を一定割合以上に配置する特定事業所加算をとると、介
護報酬は大きくふえるということではありますが、当市の場合にこうした加算の現状はどのようなもので
あったか、まずお尋ねいたします。

次に、2点目として、臨時の常勤や非常勤の介護従事者の処遇についてであります。

私は、昨年12月の一般質問でもこの点をお尋ねしたわけですが、そのときの答弁では、今回の改定が
介護従事者の処遇にどのようにはね返るか、現在のところはっきりしない。具体的な内容については1月
に厚労省のほうから示される予定だとのことでしたので、改めてここで、現在の介護従事者の報酬を含
めた処遇をどのようにとらえているのか、そして、今回の改定により、処遇はどのように変わってくる
かについてお尋ねをいたします。

3点目は、離職者の状況についてであります。

秋田県労働局によりますと、昨年12月の県内の介護関係の有効求人倍率は0.71倍、求職者が求人を上
回っており、求人側が優位の状況であります。しかし、中身を見てもみると、正職員などのフルタイム
の倍率は0.52倍と圧倒的に求人側が優位なのに対し、パートは1.3倍と、逆に求職者が優位な状況が生
じております。介護職にあっては、職員の採用に当たって、正職員を希望する求職側と臨時や非正規職
員を求める事業所側との間に大きなギャップがあり、需給がかみ合わない現実があるわけでありませ
う。

巷間伝えられておりますように、仕事がきつく責任もあるのにそれに見合った給料、報酬になってい
ない、こうした意識が職員にあるとしたならば、やはり問題だと思います。仕事に意欲を燃やせなくな
ることは、やがて離職などの原因につながるわけですが、現状の厳しい労働環境の中で、当市でも介護
施設での離職者は相当数出ているのではと考えられます。当市の介護施設では、離職者はどの程度おら
れるのか、またその補充状況はどうか、そして離職の状況に対する原因と対策をどのように考えている
のか、市当局の見解をお尋ねいたします。

次に、1項目の介護保険料の徴収方法について伺います。

介護保険料については、2000年の制度開始のときから、徴収については原則年金からの天引きという
形でやってきており、現在に至っているわけですが、昨年9月から始まった後期高齢者医療制度の保険
料も、当初は年金天引きで始まったものの、世論の猛反発に遭い、昨年10月から口座振替も選択できる

ようになっております。

深刻な経済不況が続く中、弱者の多い高齢者の介護保険料の徴収にも、口座振替などの選択の余地があってもいいと思うわけであります。国の決断なしに変更はないわけでありますが、介護保険料だけが天引きにとどまっている理由等をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

大きな3項目、県の生活バス路線見直しへの対応についてであります。

年々、少子高齢化が進んでいる中、交通手段を持たない市民の通院や通学、ショッピングなど、日常生活に必要不可欠な生活路線バスなどの地域の公共交通をどのように確保していくかは、市政にとり大きな課題だと思っております。

このような中、市長の施政方針によりますと、県では行財政改革の一環として、生活路線バスの県単補助金を見直す予定だとしており、しかも平成22年4月から施行されるとしております。

県の施策では、生活バス路線に対する補助要件は厳しくなるものの、市が独自に行う地域交通に対しては支援を厚くするとのことであり、一縷の望みはあるわけでありますが、これを受けて、バス事業者は路線廃止を視野に入れた検討を行っているということであります。まだ詳細はわからないものの、現在市内を走っているバス路線のうち、8割が補助対象から除外される見込みということは、市にとって極めて緊急性のある深刻な問題と考えられます。

現在、市では、既に廃止された路線の代替運行なども実施しており、そうしたことを通じて、市全般の対策に向けての検討も着々と進んでいると思っております。市では、バス事業者の再編案をベースに、市としての指針を平成21年度中に策定する予定とのことでありますが、詳細は別として、現在考えられている指針策定に臨む基本的な考え方はどのようなものか、市当局の見解をお尋ねいたします。

次に、南部シルバーエリアについてであります。

南部シルバーエリアは、高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加の世代間交流、ボランティア活動の推進などを目的として、昭和63年、県営で設立され、以来、現在まで約20年間にわたって、社会福祉やコミュニティー活動の県南部における拠点として、大変大きな役割を果たしてきた施設であります。

その機能として、屋内運動広場、屋内温水プールなどのコミュニティーセンター、定員50人の養護老人ホーム、定員50人のケアハウス、定員24人の老人専用マンションなどを持っており、平成18年度から平成22年度までの5年間の契約で、現在県の指定管理により、秋田県社会福祉事業団が運営を行っております。

私は2年ほど前、南部シルバーエリアに関する新聞報道があったことなどから、今回資料を取り寄せてみたところ、現在県では、県有施設の市町村や民間への譲渡に向けた検討を進めていることを知りました。

県では、第4期行政改革プログラムの中で、平成22年度を目標年度として、市町村や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとしております。もちろん、現在の指定先である県社会福祉事業団とは、

既に譲渡に向けた協議が行われているようですが、採算性などの点で課題が多く、合意には至っていないとしております。今後も、県は引き続き社会福祉事業団との協議を続けるとともに、本市とも協議を行いたい意向のように思われるわけではありますが、市当局としては、南部シルバーエリアにどのような思いを抱いており、どのような構想を持っておられるのか、その所感をお尋ねいたします。

最後に、市立大森病院への霊安室の設置についてであります。

大森病院は、これまで大きな目標として、保健、医療、福祉が一体となった地域包括医療の推進、そして安心・安全で納得する医療の提供と住民ニーズに対応した医療サービスの提供を掲げ、その実践に向け努力を続けております。そして、平成21年度も人間ドック健診センターの建設を進め、医師確保対策も行うなど、施設整備を含め、いろいろな面で着々と病院経営を進めているとの感を強くするわけではありますが、私に言わせると、ただ1つ、なぜこれまで設置されてこなかったのかと疑問に思うものがあります。それが霊安室であります。

刑事物のドラマ等には時々出てまいりますけれども、一般的には日常なじみの薄い存在かと思えます。しかし、現代にあつては、亡くなるときは畳の上でという、そういうような自宅で最後のときを迎える人は極めて少なくなり、多くの人が病院等で最後を迎えるという形が一般的になりました。

介護施設等で長期間療養していた人も含め、ほとんどの人が最終的には病院で治療を受け、病院で最後を迎えております。このような時代状況を考えたとき、大森病院には、人の最後の場面を丁重に扱える状況整備をしてほしいと願うものであります。

本市においても、平鹿病院や横手病院にも霊安室は備わっているようですし、現代にあつては病院として必要な機能だと実感しております。現状を検討され、できるだけ早い時期に設置していただきたい、そう思うものでありますが、大森病院の見解をお尋ねいたします。

終わりに当たり、私からも一言申し上げたいと思えます。

ことし3月をもって退職される職員の皆さん、約30人ほどおられるということではありますが、本当に長い間ご苦労さまでした。私もこれまで多くの方々にお世話になっていることでもあり、これまでのご厚誼に感謝申し上げます。次第であります。今後は、市や地域社会のため、さらなるといいますか、ご尽力のほどお願いする次第であります。本当にありがとうございました。

以上をもって、演壇からの質問を終わらせていただきます。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の農業問題につきましてですが、3点お尋ねがあったところでございます。

1点目の減反選択制についてでございます。

これにつきましては、農水大臣の生産調整見直しコメントに端を発しまして、さまざまな議論を呼んでいるところでございます。これまで40年近くも生産調整を実施しながら、今なお米の需給バランスを保つことができない状況下、農家の自己責任において米づくりをせよと、そういう内容には戸惑う方も

多いと思います。もし、選択制が導入されることになった場合、米の生産量は確実に増大することになるわけでありまして、20年産の全国生産量は860万トンとなっておりますが、これが1,000万トンを超えるという見方もございますし、これによって米の価格が暴落することも懸念されております。また、引き続き生産調整を実施した農家に対しては、所得補償で手当てをするなどとも言われておりますが、その財源をどう確保するのか、確実に補てんすることができるかも不透明な状況であります。

集落営農の取り組みが加速し、いよいよこれから特徴ある営農を展開しなければならない時期、また昨年からはまった新規需要米の取り組みなどによって、水田フル活用の定着を目指している中で、このような政策転換はどのような影響を与えるのか。

今後は、農業政策の動向やWTOの進捗状況を慎重に見きわめなければなりませんし、国にも、現場の声を十分に聞き取り、それを反映した政策を実現してもらいたいと考えている次第であります。

この項の中にございました企業の農業参入でございますが、従来であれば農地の権利を取得して企業が農業を始めるには、農業を主とするなど農業生産法人の要件、出資率10%を満たさないと認められなかったわけでございます。しかし、平成15年から構造改革特区制度で、企業等に農地の貸し付けができる農地法の特例措置が講じられたところであります。また、この特区制度は、平成17年の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、全国展開の措置が講じられ、市町村が定めた区域において、企業等の農業参入が可能となっております。

この特例措置は、おおむね耕作放棄地解消に向け講じられたものと理解しており、企業参入による雇用の創出、自給率の向上や地域の活力増進など、有効な方法の1つであると考えております。企業を参入させるには、主として耕作放棄地を含む区域を指定することが必要であり、企業の農業参入により、どのような影響があるかも含め、検討してまいりたいと思います。

農業問題の2つ目に、集落営農組織等の法人化へのめど、あるいは対応についてのお尋ねがございました。

平成19年からスタートいたしました品目横断的経営所得安定対策を機といたしまして、現在75の集落営農組織がございますし、そのうち68経営体が任意の組織でございます。任意組織は、制度的には設立から5年以内に法人化しなければならないことになっておりますが、ご指摘にもございましたとおり、今年度、法人化への弾力化が講じられ、5年の延長が可能となったところであります。

このことから、任意組織の中には、法人化に向けての取り組みが鈍くなってきたところが見受けられます。市といたしましては、法人化への取り組みについては、県、JA等で構成する横手市地域担い手育成総合支援協議会において、集落営農のための横手塾を今年度6回開催するなど、複合化、法人化、経理の一元化などの研修を行っていますが、昨年より参加者が少なくなっているのが現状であります。

したがって、21年度は横手塾の参加者数を増加させるよう、研修内容の精査、検討、見直し、また関係機関の役割分担を明確にしながら、参加呼びかけの徹底を図ることといたしております。また、法人化しようとしている、また目指そうとしている集落営農組織に、先輩法人組織が出向き研修会を行う、

ブラザー制度を実施することを検討いたしております。

いずれにしても、集落営農組織内で5年後、10年後の地域農業や経営をどのようにするのかという地域のビジョンを十分議論できる環境づくりが重要であり、地域協議会を構成する関係機関が連携して、法人化に向けた支援の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

農業問題の3つ目に、新規就農者等の農業への受け皿づくりについてのお尋ねがございました。

昨今の深刻化する雇用情勢の中、新たな雇用の場として農業が見直され、国、県でも離職者が就農する場合の支援策を打ち出しております。

市といたしましても、国、県で実施予定の就農支援制度の対象とならない方々に対し、緊急雇用対策の視点、あるいは将来の市農業の担い手を確保する意味からも1つのチャンスとしてとらえ、新たな事業として今議会に新規就農者支援事業を提案させていただいております。

この事業の内容は、就農を前提に、離職者または新規に農業を開始しようとするおおむね50歳以下の方が、集落営農組織または農業生産法人等で研修する場合、研修生と研修受け入れ先の双方に補助金を交付する事業で、今年度は20名を予定いたしております。また、平成21年度の県のフロンティア農業研修により、市内在住の20歳代の男性6名が県の果樹試験場等で2年間の研修を受ける予定であり、担い手育成を推進するため、市もこの研修制度に対して補助金を上乘せして交付いたします。

今後とも、市の基幹産業である農業振興のため、農業の担い手確保、新規就農者対策について取り組んでまいりたいと思います。

2番目に、介護の諸問題についてのお尋ねが4点ございました。

冒頭にお尋ねがございました加算方式での対応の場合については、後ほど担当からお答えをさせていただきたいと思いますが、そのほか3点お尋ねになった中でございますが、順序は逆になりますが、介護保険料の徴収方法はなぜ天引きだけなのかというお尋ねでございました。

この法律の第135条により、年金額が18万以上の方の保険料については特別徴収、いわゆる天引きによるものとされておるわけでございます。このように定められた経緯については、収納率の確保と同時に、ご高齢の方が市役所や金融機関に納めにくいという負担を軽減するという目的でもあったところがあります。後期高齢者医療制度では、天引きと口座振替のどちらかを選択できるようになりましたが、介護保険制度については、現在のところ見直しは行われておらないところでございます。

2つ目に、介護従事者の処遇の現状をどのように考えるかというお尋ねがございました。

財団法人介護労働安定センターの公表によります、平成19年版「介護労働の現状」によれば、特養及び老健に勤務する全職種職員の全国平均実年収は284万5,000円となっております。昨年の特養4施設の指定管理移行に当たって、市内法人施設の人件費調査を実施したところ、ほぼ全国平均レベルでありました。

しかしながら、介護従事者の賃金水準は産業全体で見ても、また医療福祉分野における他の職種と比較しても、低い状況にあるものと認識いたしております。

この項の3つ目に、介護施設での離職者の状況等々についてのお尋ねがございました。

市で行っております介護サービス事業者への実地指導の際に、市内の事業者間における介護職員の一部転職の実態がかいま見えましたので、このことは、少しでも雇用内容など、よりよい条件の職場へ転職しているものと認識をしているところであります。

平成20年12月、市内の介護職種における有効求人倍率0.45を見るに、離職者が多いとの判断はいたしておらないところであります。今回の処遇改善のための介護報酬3%の引き上げは、介護福祉士等の人材確保がポイントであり、質の改善のほうに比重が置かれているものと思っている次第でございます。

各施設では、過去の実績数値などから、今回の介護報酬改定により増額が見込まれる分を試算しているものと思われ、増額分が賃金改善はもとより、職場環境の改善につながるよう働きかけをしていきたいと考えております。また、今後の賃金実態などの動向を、事業者のご理解とご協力のもとで把握に努めていきたいと思っております。

大きな3番目、県の生活バス路線見直しへの対応についてのお尋ねがございました。

ご指摘もございましたとおり、県単補助金の見直し案を示し、平成22年4月から県は実施するをいたしております。その内容につきましては、生活バス路線に対する補助要件を厳しくするかわりに、市町村が独自に行う地域交通に対しては支援を厚くし、地域の実情に即した交通体系を確保しようとするものであります。

これを受けまして、バス事業者は、採算性の低い路線については、廃止を含めた運行形態の見直しや、県単補助基準の対象となる路線の再編について検討しておりまして、今月に原案が示される予定であります。生活バス路線が廃止されますと、公共交通の空白地域がふえることが予想されますが、代替交通、シャトルバス、巡回バスなどの運行で対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、バス利用者が減少していることも事実でありますので、地域現状の把握と課題の掘り起こし、市民の皆様のご意見、ご要望を伺い、デマンド交通などの新しい交通体系の導入も含め、総合的な地域交通のあり方について、国、県、事業者等の関係機関とも十分協議しながら、利用してもらえぬ運行形態、利用しやすい交通システムの確立に向け、早急に調査研究をしてまいりたいと思います。

大きな4番目、南部シルバーエリアについてのお尋ねでございました。

県の所有でありながら、実質的に管理していない施設の1つとして、南部シルバーエリアの譲渡を促進する旨の新聞報道が昨年ございましたが、現在に至るまで県と市との間で交渉を行った経緯はございません。また、県社会福祉事業団の管理運営による南部シルバーエリアは、健康の丘とともに、保健、福祉、医療の一体的推進という考え方のもとで形づくられた先進的なモデルであり、現在の横手市においても、その位置づけは変わりないところであります。

なお、特別委員会の提言につきましては、県や県社会福祉事業団と連携を深め、積極的な利用促進に向けた広報の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

5番目の大森病院への霊安室設置等々につきましては、担当から答えさせます。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 市長がお答えいたしました介護保険のところの答弁以外のところで何点かありましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、今回の介護報酬見直しについてでありますけれども、介護従事者の処遇が大変悪いというようなことで、これまで介護保険制度が始まってから、平成12年度から始まっているわけですが、2度にわたる改定ですべてマイナスということで、今回初めてのプラス改定ということになったものであります。

先ほど、議員もおっしゃいましたけれども、今回の特徴でありますけれども、3%アップの特徴であります。介護従事者の人材確保と処遇改善であります。例えば、夜勤業務ですとか、負担の多い業務を加算で評価する。あるいは専門性やキャリアに着目して、有資格者数ですとか勤続年数での評価を行う。それから、地区にも当然着目しているわけですが、大都市と田舎のほうとの格差がかなりあるというようなこともあるわけなんです。こういうような介護報酬のアップが、しからば当地域にどういったような影響があるのかということでもありますけれども、全国で3%ということでもありますけれども、秋田県では2%ぐらいではないかというふうに言われております。

現在、私のほうで、これがどういった影響を及ぼすのかということで推計したり、あるいは調査を進めているところでありますけれども、施設系では資格職員の充足加算ということで一定の収益増が見込まれますけれども、居宅系事業所のほうではそんなに影響がないんじゃないか、むしろ低い状況ではないかというふうに思っておるところでございます。

実際に、事業者への効果ということもお尋ねありましたけれども、事業者にとっては、先ほど申し上げましたように、過去2回マイナスになっているということもありまして、今回のプラス改定が事業者にとっては経営の安定化、それから有資格者の確保にも結びつくということで、適正なサービスですとか、サービスの質の向上に結びついていくんじゃないかなと思っておるところでございます。

先ほど、処遇というようなことで、処遇がどう変わるのかというようなお話でしたが、その加算の状況からしますと、例えば直営の施設であります老健おもりですとか、あるいは森の家ですとか、白寿園なんかがあるわけですが、一定の試算をしてみますと、それらの加算の状況から見ますと、やはりそんなに大きくはないようでございます。数字にしますと、老健の場合は三百七、八十万円程度、それから森の家では四百二、三十万円程度、それから白寿園では、これはいろいろ加算のあれがあるんですが、1,500万円余り、1,600万円ほどなんです。居宅系のほうの小さな事業所では全部で630万円程度、これは97事業所ほどあるんですが、かなり低い見込みになるんじゃないかなと思っております。

それから、またそれぞれの施設でも、この報酬アップについて、どれぐらいの影響があるのか試算されているんじゃないかなと思っておりますが、いずれそれがすぐ職員の処遇改善につながるかということ、これはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。いずれ、この使途が事業所のほうに任せられておりますので、事業者のほうで質の向上を目指すならば、それなりの人材を確保するということが処遇改

善のほうにつなげるとは思いますけれども、それがすぐ直ちに結びつくかどうかは、なかなか難しいところであります。

したがって、市のほうでも、そういう事業所のほうにぜひ処遇の改善をお願いしたいと、介護保険制度はマンパワーによって成り立っているものですから、やっぱりその現場で働く人たちの処遇が改善されなければならないと、そういうふうに思っております。

そういったところでございます。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 大森病院事務局長。

○森田泰博 市立大森病院事務局長 大森病院への霊安室の設置についてご質問がございましたけれども、霊安室につきましては、新病院の設計の段階で検討をいたしましたけれども、財政状況や事業費などを考慮した結果、設置いたしませんでした。その後も、診療科の増設や医療スタッフの増員などに伴いまして病院が狭隘となったことや、適当な設置場所がないなどの理由によりまして、今日に至っております。

しかし、新年度におきまして、新しく人間ドック健診センターを建設したいと考えておりますので、完成後には現在カルテ等の保管場所として使用しております部屋を移転するなどの調整をしまして、霊安室を設置したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 29番。

○29番（上田隆議員） ご答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

初めに農業のほうでありますけれども、今農業のほうには追い風が吹いていると、こういうふうに言われております。これまで、そういった雰囲気というのはなかったわけでありまして、大変ありがたいとは思いますが、しかし、農業に追い風が吹いていると言われるときには、必ず医療とか介護とか、教育分野、その末端のほうに出てくるわけでありまして、いわゆる改革がおこなわれている分野の1つの代表として語られております。言ってみれば、周りから見れば、農業にチャンスはあるけれども、今までのままではチャンスは来ないよと言われていたような気がしてならないわけでありまして、そういう自覚のもとに、これから農業施策、そうしたものが問われなければいけないというふうに思っているところであります。

初めにお聞きしたいのは、集落営農組織であります。

今、答弁にもありましたけれども、最初5年というスパンの中で法人化を進めると、こういうことで行政も強力に推進してきたわけでありまして、推進してきたということは、責任もあるわけでありまして、そして、2年がたちました。2年たった段階で、今現在、市では幾つも法人化、それこそできていないと。恐らく4つとか5つとか、そういったレベルだと思いますけれども、本当に少ない数であります。

そういうことを考えた場合に、やっぱりなぜなのかという、その現場を検証する、そういう作業が欠かせないわけでありまして、それがなければ、これから進めていっていいのか、これで打ちどめというこ

とではないと思いますので、集落営農をそれで進めていっていいのかさえわからない、そういうことになりますから、今現在どうなのかということをやっぱり把握する必要があります。まず、例えば今集落営農組織というのは、もうかっているのか、もうかっていないのか。もちろん、いろいろな形態ありますから難しいわけでありますけれども、それさえもはっきりしていないわけです。個々の農家との境界と言いましたけれども、わからない面もありまして、だけれども、実態がわからないで、これから先どうなるのかということが1つあると思います。今の集落組織の現状を、まずどう考えるのか、どうとらえているのかということ、まずお聞きしたい。

○田中敏雄 議長 産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まず、数でございますが、市長の所信のほうで述べておりますが、74組織ということでございまして、それにつきましては品目横断的経営所得安定対策に加入している組織ということでございまして、実際の集落営農組織というのは75団体でございまして、先ほど市長がお答えしたとおりでございます。うち、法人化されているのが7団体でございます。いずれ、集落の事情等をお伺いしますと、一部の集落でございまして、集落営農の中には国等の交付金の単なる分配の組織でいいかというように考えておる組織、あるいは複合化になかなか取り組むことができないという組織、あるいはリーダーが法人化を目指したいというように考えておっても、なかなか構成員の一部の方が一致した考えを持っていないということがあるようでございます。

我々は、今現在、整理をしている中で、法人化のメリットとしましては、経営責任の明確化が図られる、あるいは経営判断の迅速化、それから農地等の権利及び財産が取得できる、それから雇用を含めた給与、福利厚生、それから税制上の優遇措置などなど、いろいろあるわけでございます。

平成21年度の目標といたしましては、いずれ、県、市、それから農業団体で構成する地域担い手推進協議会というものがございまして、そこでさらに詰めていきたいと考えているわけでございますが、いずれ今議員おっしゃいましたように、実際に集落営農の方がどういうことを考えているかということ把握したいということで、先般2月16日から8つの地域をそれぞれ回りまして、担い手の方とじかに我々農業傘下の課長等参りまして、話を伺っております。そこで、いろいろな悩みがあるようでございますので、そこら辺をこれからいろいろ整理、分析しながら、さらなる5年後、10年後に向けたビジョンがそれぞれの地域で策定できるように、一緒になって頑張っていきたいということを考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 29番。

○29番(上田隆議員) なかなか、その内部の状況というのはわかりかねているといたしますか、そういう感じがするわけでありまして、集落営農組織を、何ていいますか、活力あるものにするためには、1つその集落の中の構成員として女性もいるわけですね、半分は女性なわけですから。その女性の位置づけといたしますか、その女性の活躍度といたしますか、これが非常に大事なものだと思うわけです。きのうの一般質問の答弁でも、いろいろな作目の組み合わせは紹介ありましたが、その担い手として

の女性はどのようなふうな立場になっているのか、どうかかわっているのかというふうな分析がなされていないわけです。やはり、これからそういった組織が成功するかどうかというのは、女性の活躍、これが大きなものがあると思いますので、しっかりそういった組織の中に女性を位置づけて、女性にも活躍してもらい、そういう対策というものをとってもらいたいというのが1つの要望であります。

それで、法人化についてでありますけれども、ちょっとデータありますが、法人化をしている組織のデータをとってみますと、やっぱり法人化しているところというのは、先進的などというような面があると思いますけれども、押しなべて黒字であります。

大きく分けて、法人化している組織も集落ぐるみ型というか、ほとんど集落の構成員、いっぱい皆全部集めてといいますか、そういうぐるみ型で法人化したところと、それからオペレーター型といいますか、担い手型、やはり集落の中のさらに若い、馬力のある、そういう人方が中心になって、その背後に構成員がいてと、こういうオペレーター型と、こうあるようではありますが、やはり10アール当たりの所得といいますか、10アール当たりでは集落型も法人型も変わらない。集落型で5万8,000円10アール当たり、オペレーター型は5万7,000円と、こういうことで余り変わらないんですけれども、構成員1戸当たりの所得になりますと、オペレーター型が624万円、集落型は129万円、こういうことで圧倒的な差がある。これは、ある意味当然と言えば、集落ぐるみの場合はやはり小さな方からいろいろあるわけがありますが、そうなるわけでありまして、そういう結果になっております。

ですから、これからの進め方として、今冒頭、営農組織をどう考えている、どう分析するとありますけれども、例えば行政としてどっちに向いていくんだと、どういう進め方をするのかということもあると思うわけです。ですから、分析が必要なわけですよ。どういうふうに導いていこうとしているのか。その集落営農組織でも、ぐるみでいこうとされるのか、あるいはこれからの時代は臨機応変に柔軟にやっていたいかなければいけないということで、少数精鋭、それをバックしてもらおうというような形の集落を考えているのか、その辺を含めてやっぱり分析が必要だと。それで、なかなか行政のほうまでそういった統計資料が上がってこないというような面もあるのかもしれませんが、やはり早急に分析されて、そして持っていく方向というのはやっぱり煮詰める必要があると思いますけれども、その点どうでしょうか。

○田中敏雄 議長 産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 自分の考えを申し上げたいと思いますが、いずれ今の生産調整等といろいろ絡みまして、私としては、今ある制度、転作の助成金ですとかいろいろなハード事業等あるわけですが、地域の担い手の方が望むものについては、どんどんそれを有効的に活用しながら、農業の振興を図っていきたいということが第1点でございます。

もう1点につきましては、やはり所得向上だということで、担い手の方が特化されて少人数にあっても、あるいは地域の方がそれに共同参画しながらいくという、どちらの方法であっても、ぜひ基本ベースは農業所得の向上という1点を目指して頑張っていきたいということを基本にしておりますので、よ

ろしくお願いします。

○田中敏雄 議長 29番。

○29番（上田隆議員） 介護のほう少し、3点ほどお願いします。

最初は、特定事業所加算というのが出ておりまして、演壇でもお話ししたんですけれども、調べてみましたら、横手市の介護施設の中では、特定事業所加算というのがついているところはありませんでした。それで、なぜつかないかという、結局はそういうスタッフ、そういった体制になっていないというようなことだと思われまますけれども、これはやはりそういうスタッフの体制というのが、まだ体制づくりができていないということを示すものだと思いますけれども、この特定事業所加算がつかないということに対しては、どのようなお考えを持っているのか。これからそういったものがつくような体制に持っていこうとしているのか、これは高いハードルだととらえているのか、まず1点です。

それから、小規模多機能型、地域密着型サービスの中にあります。それで、市でもこれからふやそうとして、今横手市でビハーラ横手さんが1カ所ですが、ふやそうとされている。しかし、こう聞いてみますと、この小規模多機能型というのは今も赤字であります。数値で言いますと、マイナス約8%赤字部門になっています。これが、地域密着型の居宅のほうではメインになる1つの事業のようですが、定額制だと、幾らサービスを受けても1カ月幾らという、介護度により違うけれども、毎日行っても行かなくても支払い料金同じと、介護度だけで。そういうことで、ものすごい手間がかかって、人員もスタッフも必要で、規定どおりやっていると赤字なるというような、こういうことなようではありますが、だけれども整備しようという方向にある。そういう現状を踏まえて、これは実行されていくのかどうか、不安があるわけですが、その点をお願いをいたします。

いいですか、時間がないようですので、その2点だけ。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 特定事業所加算につきましては、やはりおっしゃるとおりであると思います。

ただ、今回の介護報酬3%アップを契機に、やはりそれぞれの事業所、施設では、それなりの体制を確保するための糸口ができたんじゃないかなと思っておりますので、いずれ先ほど申しましたように基本はマンパワーでありますから、そちらのほうに向けていければなと思っております。また、そういう努力をしていかなければならないと思っております。

それから、小規模多機能についてですが、今の第4期の計画の中で整備してまいるんですが、おっしゃったように、今回は手挙げ方式で公募するんですが、なかなか今の時点では手を挙げる方がいらっしやらない。ですが、やはり大切な1つの基盤でございますので、ぜひ整備を進めてまいりたい、そういうふうにお思っております。

よろしくお願いします。

◇ 柿 崎 孝 一 議員

○田中敏雄 議長 28番柿崎孝一議員に発言を許可いたします。

28番。

【28番（柿崎孝一議員）登壇】

○28番（柿崎孝一議員） また、会派さきがけの柿崎であります。よろしくお願いいたします。

1日から始まった高校の卒業式も、本日でほぼ終わりであります。卒業生の多くは、これから始まる新生活に不安を抱きながらも、その前途にさまざまな夢と希望を抱いていることと思います。その希望がかなうように、我々もできる限りの支援をしていきたいものだと思っております。

先日、我が母校である湯沢高校の卒業式に出席する機会を得ました。その式において、高橋貢校長から、次のようなお話がありました。「逆境はいつの時代でもあるものだ。そして、若者にとっては、それは常である。しかし、不平、不満からは何も生まれない。逆境は成長を促す糧なのである。その逆境を糧に変えるためのたゆまぬ努力をしてほしい」、そして最後に、「自分のための学問ではなく、人のためになる、社会に貢献できる学問をせよ」というお言葉でありました。生徒たちの今後の道筋を示す大変貴重なお言葉と思って、感激してまいりました。

我が横手市も、逆境を成長の糧にしなければなりません。不平、不満、批判ばかりでなく、希望、目標を語り、全市民一丸で頑張れるような市になれるように、お互いに頑張っていかなければならないという気持ちを新たにしたところでありました。

そういった気持ちで質問いたしますので、答弁もよろしくお願いいたします。

1番目、自治会組織の充実についてであります。

私が今回取り上げます自治会は、町内会、そして集落、いわゆる部落会と言われてきたものであります。自治会は、一定の地域、区画というコミュニティの最も小さな単位であり、世帯を単位として、地域のいろいろな課題に関係して、行政や外部に対して地域を代表する組織でもあります。

農村部においては、生産活動から始まり、お祭り、地域の活性化、そして環境、衛生、防災、防犯、ありとあらゆる活動をしながらか、町内会で起きた問題について何らかの意思表示をするとき、行政に対しても、地域住民に対しても権限と責任を持つのが、自治会であります。

さきの岩手内陸地震はもとより、災害が発生するたびにクローズアップされ、生活のよりどころとして再認識されるのが自治会であります。先般、地域協議会の会長会議の席においても、地域自治区の重要性が語られ、その支援体制の充実が求められたと聞いております。その地域自治区の根幹も、集落、そして町内の自治会であります。

市長は、今定例会の施政方針の中で、地域自治の今後の方向性について、「市民の皆様との協働、連携による施政の運営はまさに私の目指すところ」と述べておりますし、集落状況調査についての中で、「暮らしの上での困り事や不安、生活に必要な機能など、地域の実態とニーズの把握に努め、住みなれた地域で安心して暮らすことができる方策を検討する」と言われました。さらには、高齢者福祉計画の部分で、「認知症高齢者見守り隊事業で、地域での見守り体制の充実、地域における高齢者の生活

を支える総合的な地域生活支援体制を構築する」と述べております。全く同感であります。

これは、自助、共助、公助の分類からすると、共助の部分であり、地域の力、努力で十分解決できるものと私は考えております。共助の力を行政が支えていくことで、行政の負担が減るばかりでなく、より細やかで心の通った支え合い活動ができていくだろうし、豊かな地域が形成されていくものと思います。生活者、自治会がみずから行うこと、行政が担うべきこと、そういった分類をしながらも、自治会で要望しながら、少ない予算のために実行できなかった部分が、そういった地域に任せていくことである程度の予算が生まれ、地域の要望をかなえる事業も行えることではないでしょうか。

また、一方では、新興住宅地やアパートなどに住む人たちは、近所づき合いが煩わしいと言って、町内会に加入しない人が急増しております。町内会に入っていないために、さまざまな情報が伝わらなかったり、災害時の連絡網から外れたりといった問題から、今いる会員からは、清掃活動などの共同作業から逃れ、ほかの人の奉仕活動にただ乗りしているといった指摘もされております。全戸加入は理想ですが、法的には強制できないと聞きました。この点に関しては、行政の指導も必要ではないでしょうか。

私は、行政運営というものは当局だけでは到底できないし、広い意味でのパートナーとしての市民の参加をいただき、ともに運営していく観点で進んでいくべきであり、その仲介役であり、頼れる存在が自治会、町内会ではないかと考えております。

自治会とパートナーシップをきっちりと結べたなら、まちづくりの方向性が見えてくるのではないのでしょうか。市当局は、自治会の自主的、主体的な活動によるまちづくりには積極的に支援していくべきだと思います。

このような観点から、幾つか伺います。

1番目に、市長は自治会をどういう認識でとらえ、行政と自治会の関係はどうあるべきと考えているのか、お尋ねいたします。

市内の自治会の実態の現実をどう見ているのか、自治会の活動の内容についての所感と、旧市町村別行政区の自治体の組織率、加入率の現状、そして今後の組織率、加入率、その向上策について伺います。

次に、さきに述べたように、暮らしの中での困り事や不安の解消、地域での見守り体制の構築など、自治会の行動の範疇で解消できる部分だと思いますが、具体的な行動指針や運営方法などの戸惑い、新興住宅地などでの人的交流の不足、情報不足、役員のなり手が少ないといった多くの問題を抱えていることも事実であります。行政には、こういった部分での指導が必要と思いますが、これからのサポート体制についてどう考えているのか、お聞かせ願います。

ボランティア活動保険について伺います。

ボランティア活動保険は言うまでもなく、指導者の過失により思わぬ事故が発生し、活動に参加している人々にけがをさせたり、自身がけがをしたときに支払われるものですが、準備周到、幾ら気をつけていても事故は起きるものです。指導者、役員が安心して活動に専念できるように、市が積極的に保険

加入手続をするべきではないでしょうか、お考えをお伺いいたします。

町内会館についてお伺いいたします。

言うまでもなく、町内会館は、町内の寄り合いの場として頻繁に使用されていると同時に、防災拠点でもあります。今定例会において、公民館活動について何人か質問項目に挙げておりますし、私も前回、公民館、公民館活動の重要性について質問いたしました。

しかし、超高齢化を迎え、高齢者が寄り合いながら生きがいを創造できる最も近い場所が、集落会館であります。建設については、旧市町村時代からいろいろな交付金、補助金で建てられてまいりました。市が関与したもの、国、県の補助によるもの、その財源の出どころによって、その名称、補助方法、建築方法などさまざまであります。そういったことから、担当部局では全施設について、その実態や実情についてはつかんでいないということでありました。

合併後は、平成17年度、建物補修5件、18年度、改築3件、補修13件、19年度は増改築1件、補修10件、20年度は新築2件、補修8件という実績であります。

市内を見回してみますと、多くの自治会館が存在していますが、昭和40年代初期に建設というところも見受けられます。最近補修したほとんどの会館は、トイレ等の改修が多く、地区住民の出資と行政からの補助金で直しております。急激な景気の悪化で、ただでさえ二の足を踏んでいる会館新築、補修は、なお一層おくれるのではないかと危惧しております。

これまで述べてきたように、高齢者が集まりやすく活動しやすい、高齢化に対応したバリアフリー化や、災害時の防災拠点として緊急に改築が必要と思えます。

そこで、会館建築についても、3点伺います。

多くの会館は建築目的、方法の違いから、建築年度もわからないもののがかなりあります。市として、耐震性、機能性、そういった部分からの改築の必要性についても、一元的に把握していく必要はないのでしょうか。また、建築、改築のときの地元負担に大きな差があります。これは情報の格差なのでしょうか。公平性を確保すべきと思いますが、公平性確保についてのお考えをお聞かせください。

この項のまた3番目ですが、高齢者の使い勝手、防災拠点の視点から、ここ数年のうちに早急に整備が必要と思われます。しかし、自治体はどこも資金難の状況であります。補助率、限度額の引き上げとともに、貸付金制度の創設、利子補給制度をつくるなど、さまざまな支援体制をとれると思えますが、市長のお考えをお聞かせください。

大きな2番目、不祥事防止についての条例の制定についてであります。

当市は合併時に、平成17年10月1日付で職員倫理規程を訓令第20号として公布しております。その後、19年4月、20年4月に改正しております。18年9月には、人材育成基本方針を策定、また20年10月には「市民お客様の立場で考え、変革し続ける職員を目指し」というタイトルで、コンプライアンスマニュアルを作成して、日々市民に対するサービス向上と職員の資質向上、意識の高揚を目指し努力しております。

努力は努力として評価するものの、市長が議会開催のたびに陳謝する姿は、まことに遺憾であります。なぜ、実効性が確保されなかったのでしょうか。職員に対して、いかに周知してきたのでしょうか。まず第1に、それぞれの策定の意義をどのように考え、評価しているのか伺います。

執務姿勢をただし、綱紀肅正を徹底することは市職員の執務の基本であります。職員の一人一人が、全体の奉仕者としての自覚に立って、服務規律を守り、公平に職務に励む必要があります。市長は綱紀肅正について、ふだん職員に対していかなる指導をしてきたのかを伺います。

汚職、不祥事のニュースは連日報道されております。先月26日、秋田魁新報には、「2006年長野県知事選挙前後に知事周辺に現金提供か」、愛知県では「不正経理で知事ら781人を処分」、「岩手県警不正経理幹部ら190人、620万円返還」、またぞろであります。

汚職など絶対にしないし、危ないところには近づかないと思っても、知らず知らずのうちに巻き込まれていることもあるでしょう。汚職、不祥事といったものは契約、査定、検査、許認可等の権限を持っている部署、そして今回の当市のようにお金を取り扱うところに起こりやすいし、また起こっております。こうした部署には、特段優秀な人材が配置されていることとは思いますが、第三者から疑念を持たれぬよう、特に指導監督が求められております。管理、監督職にある者は、みずからの行動によりその範を示すとともに、所属の職員との対話を積極的に進め、職場全体の士気高揚に取り組む必要があります。

市長は、このような不正、不祥事に巻き込まれないように、どのようにみずからを戒めているのか、幹部職員に対してどのような指導をなされてきたかをあわせてお聞かせ願います。また、同じ部署に配属されている期間が長ければ長いほど、不祥事、不正の発生の可能性が高くなりますが、能力、適正を含め、移動や配属についてどのような方針をとられてきたのかを伺います。

この項については、教育長にも伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

監査委員に伺います。

監査委員は、例月現金出納検査、定期監査のほか、随時監査できる立場であります。不祥事、不正が発生した後は、監査体制の不備、ふぐあいが指摘されております。2日に定期監査報告書をいただきました。契約手続及び文書の取り扱いについて不備があり、適切に対処されたいとの指摘がありましたが、おおむね適正に処理されているとの報告であります。

しかし、今回の不祥事は平成18年度からであります。単純な操作でありながら、見つけることができませんでした。原因は何であったのでしょうか。

不正防止、不祥事根絶の観点から、どの点にポイントを置いて監査されてきたのか、また今後改善すべき指導点がありましたらご教示願います。

この項の最後になります。

私は、本来悪い人はいないと思っております。生活環境、職場の環境など、さまざまな要因が重なって魔が差してしまうのでしょうか。成績主義、成果を求め過ぎたための職場のチームワークの欠如、過剰

な競争意識も事故の多さにつながっているかもしれません。職員の能力の発揮できる職場環境を築くことも、改めてお願いしておきます。

心の弱さが起こす事故に多少同情しながらも、市政に対する市民の信頼を失墜する事態になっていることは、まことに遺憾であります。

さきに述べたように、規程や行動指針、業務点検、研修の実施を改めて検証するとともに、これらを総括的に体系的にまとめ、市民一人一人に宣誓する意味合いの不祥事根絶条例といった倫理条例を制定し、不祥事根絶に取り組む姿勢を我々に示すべきではないでしょうか。そのことで、職員の自覚を改めて促し、不祥事根絶、職務に邁進していただきたいと思うんですが、市長のお考えをお願いいたします。私からも一言申し上げます。

今期をもちまして、長い間、業務に精励されてきた皆様、本当にご苦労さまでございました。人生80年、90年と言われております。第2の人生を新たなライフスタイルで満喫できますようにご祈念いたします。どうも長い間ありがとうございました。

これで壇上からの質問を終わります。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の、自治会組織の充実についてのお尋ねにお答えを申し上げたいと思います。

6点、お尋ねがございました。

まず、1点目の行政と自治会の関係についてのお尋ねでございました。議員もるるお触れになったところでございますけれども、自治会、地域におきまして、触れ合い活動などを通して、地域にお住まいの人たちが豊かで住みよいまちづくりを目指しまして、地域におけるさまざまな問題に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている最も身近な住民組織の1つだというふうに認識をいたしております。

行政と自治会の関係につきましては、お互いが自立した立場をとりつつ、対等なパートナーとして、住民の生活の向上と地域の発展、よりよい環境をつくるために協力するという関係にあると考えます。

市では、地域住民によります主体的なまちづくりを実践する組織として、おおむね小学校単位を基本に地区会議を設置いたしております。地区会議は、各自治会、地域の事情により各地域を活動の拠点とするPTAや婦人会、老人クラブの代表の皆さんや市役所の地域担当職員などに参加をしてもらい、主体的なまちづくりを実践していただいております。

なお、これまで運営費補助といたしまして、1地区会議当たり1ないし3万円、ソフト事業に1地区会議当たり20万円、またハード事業として予算3,000万円を各地域局に配分いたしまして、地区会議で協議した要望、優先順位に基づきまして、市が事業を実施してきております。平成21年度も、地区会議について、自治会や各種団体と連携を図りながら、住民主体のまちづくりを進めてまいりたいと思いま

す。

自治会の実態についてのお尋ねもございました。

自治会は、ご指摘のとおり地域の皆様の主体性、総意性、自発性に基づいて組織されました任意団体でありまして、レクリエーションあるいは防犯、環境、ごみなど、さまざまな課題に取り組んでいることを承知いたしております。

ただ、それぞれの自治会の運営は各自治会が主体的に行っていることから、現在市として細かな状況までは把握いたしておりませんが、少子高齢化の進展やアパート建設、新興住宅地の誕生などにより、自治会を取り巻く環境も大きく変化をしていることから、今後アンケート調査の実施などを検討してまいりたいと考えております。

3番目に、自治会の組織率、加入率等々の現状と対策についてのお尋ねがございました。

自治会の組織率についてであります。市内の全域にわたって自治会は組織されておるわけですが、新興住宅地などで自治会に加入されていない方がふえていることは承知いたしております。繰り返しになりますけれども、自治会は地域の皆様が基本となる、そして自発性に基づいて組織された任意団体でございまして、加入を拒んでいる方への対応や加入の手法については、特に市として把握いたしておりませんので、自治会へのアンケート調査などの実施を検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

ただ、自治会に加入していないために、市の広報や文書が届かない、行政サービスが受けられないという方がないように、その対応につきましては、個別に配慮をいたしているところでございます。

運営サポート体制についてでございます。

ご指摘のとおり、自治会を運営する上で、役員のなり手がいない、活動になかなか参加していただけないなど、多くの課題があることも承知いたしております。行政と自治会の関係は、お互いが自立した立場をとりつつ、対等なパートナーとして協力する関係にあると考えますが、個別の事例は別といたしまして、自治会の運営についてのご相談につきましては、各地域局の地域振興課で承りたいというふうに思っている次第でございます。

ボランティア活動保険についてのお尋ねもございました。

市が加入いたしております全国市長会市民総合賠償補償保険におきまして、市から依頼を受けて行うボランティア活動でけがをされた方の補償を行っておるわけですが、市がかかわりを持った行事等に限られているため、自治会が自主的に行うボランティア活動では、補償の対象となっておらないところであります。しかしながら、市と町内会等が行うボランティア活動のかかわり方次第では保険の適用も考えられますので、その手法について検討させていただきたいと思っております。

なお、自治会はあくまでも地域の皆様が主体的に組織された任意団体であります。予算措置を伴うことでもあり、現在のところ、自治会のボランティア参加者の思わぬ事故について補償するため、市がボランティア活動保険を負担する考えは持っておらないところであります。

なお、ボランティア活動保険に限らず、自治会が活発になるような手法につきましては、検討してまいりたいと考えているところでございます。

この項の最後に、町内会館についてのお尋ねがございました。

国などの補助事業を活用し、市が建設した町内会館もでございます。一昨年度と今年度に雄物川地域に建設しております多目的集落集会所の場合は、合併前の過疎計画にのっていたものを新市が引き継いだものでありますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、町内会館の新築や改修工事への補助については、現在新築、改築の場合は補助率25%、限度額200万円、改修工事の場合は補助率25%、限度額50万円となっております。確かに、地元にも大きな負担となりますが、現在の市の財政状況等を考慮しながら、市としてどれほどの支援ができるのか、検討してまいりたいというふうに思います。

なお、会館の状況を一元的に把握することにつきましては、議員のお話のとおり必要でございます。また、今後の町内会館の整備手法につきましては、市として検討すべき課題であると考えているところでございます。

大きな2つ目に、不祥事に向けた条例の制定について、幾つかのお尋ねがございました。

まず、このたび職員が税金を不適正な処理をした、多くの市民の皆様大変なご迷惑をおかけしたことを、改めて深くおわび申し上げます。改めて、信頼をして仕事を任せることと、任せっきりにすることは違うということを肝に銘じて、これからも仕事に取り組んでまいらなければならないというふうに思っている次第でございます。

ご指摘にもございました現在の横手市職員倫理規程、合併に向けまして合併協議会の中で整備された規程でございまして、公務員として法令や服務規則を守る最低の基準や使命を自覚することの基本姿勢が示されたものでございます。

昨年5月の不祥事を反省する中で、この規程が職員に浸透していなかったこともあり、より具体的、かつ職員が業務を遂行する上で知っておくべき全般的な共通事項を定めたコンプライアンスマニュアルを、昨年10月に作成いたしました。

このマニュアルは、懲戒処分の指針を含めて、市民有識者からご意見をいただき作成したものであります。同時に、このマニュアルを形骸化させず、法令遵守を再確認するために、毎月の給料支払い日にコンプライアンス・デイとし、全庁挙げて注意喚起、啓発する日といたしました。特に、モラルが重んじられる業務については、一般的な事項のほかに、所属ごとに特徴的な事項を加えたマニュアルとして整備し、定期的な見直しを行いながら、日常業務の相互チェックを徹底してまいります。

職員配置、人事異動は職員の個々の能力が十分発揮でき、一人一人がやりがいを感じて仕事に取り組めることを重点に行っておりますが、例えば現金を取り扱ったり、契約に関する部署等については、不正を未然に防止するためにも、短い期間での配置がえも必要と考えております。職員不祥事根絶の思いは、議員と全く同じでございます。まずは、現在の取り組みを徹底しながら、倫理条例の策定について

検討してまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

その他、監査委員のご質問もあったようですが、監査委員のほうから後ほど答弁があると思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 関連して、教職員の綱紀肅正についてもお尋ねがございましたので、お答えいたしたいと思います。

議員もご承知のように、県費負担教職員の任命権者は県教育委員会教育長にあります。よって、人事権、懲戒権は県教育委員会にある。したがって、県の教育委員会から教職員を配置され、その服務監督に当たる市町村教育委員会としましては、県教育委員会と連携、協力して、その綱紀肅正に当たるということになります。今までも県教委の通知、通達をもとにすることは言うに及ばず、市教育委員会としても、実態を把握して、ここは気をつけなければというようなことは、定例の校長会、教頭会と、機会あるごとに指導、監督してきたつもりであります。

幸い、当横手市は、横手市と平鹿郡が一体となって合併をいたしましたので、隣接湯沢、雄勝、大仙、仙北と違いまして、県と横手市の教育委員会が一緒の会議でどちらも開けると、まとまってというか、例えば湯沢のような状況ですと、県の教育委員会が校長会をやり、湯沢市は湯沢市で独自に開かなければいけないというような状況がありますが、横手市の場合には、校長会のたびに、教育庁南教育事務所と私どものほうが出かけていって一緒に指導ができるという、大変利点といえますか、そのような状況で、今は指導をしているところでございます。

校長会、教頭会を受けて、各小中学校では綱紀肅正委員会といいますか、主に一番件数の多い教職員の交通事故だとか酒気帯びだとかの問題です、それを防止するための委員会が各小中学校に構成されておりまして、職員会議等のたびごとにそのことが確認されているという状況にあります。

なお、教職員の分限処分等、その件数につきましては、文科省が年度ごとに統計を出して、都道府県別件数を公表しているところでありますので、あわせてお知らせしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 代表監査委員。

○谷口勇 代表監査委員 監査の視点と改善についてのご質問にお答えいたします。

このたびの職員による不祥事に関しましては、お手元に届いておると存じますが、第2期の定期監査報告とあわせて、地方自治地法第199条第10項の規定による監査委員の意見としまして、市長等に意見書を提出しておるところでございますが、合併以来3年余り経過している中で、公金収納に絡む不祥事が頻発しておることは、監査を担当している者として、本当に残念でなりません。

日ごろから監査に当たりましては、公正で合理的かつ能率的な行政確保のため、違法や不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて実施していることを基本方針としておりますが、虚偽、錯誤、脱漏な

ど、誤謬や不正を未然に防止するよう努めることも、当然のことながら監査の重要な役割と認識いたしております。

したがって、毎年実施するところの定期監査の手法につきましても、着眼点を変え、あるいは前年度の指摘事項の処理状況の確認などを通じて、いつもワンパターンに陥るようなことのないように、担当職員の緊張感を喚起するように、細心の配慮、工夫を重ねて実施しておるところでございます。

それでは、このたびの不祥事、なぜ見抜くことができなかったかと、このようなご質問でございました。通常、監査を実施するに当たっては法の定めるところにより、事前に監査対象課から監査資料の提出を求め、それに基づき補助金事務や契約事務、あるいは公金の収納事務などを中心に監査を進めます。当然のことながら、疑問点については職員に説明を求めることになるわけでありませう。

公金の収納事務については、事前に提出してもらっている収納状況調書と担当課で保管しているところの納付記録、これは市職員が市の指定金融機関へ納入した領収書などがございますが、これらや財務会計システムの歳入整理簿等で照合、確認しております、これまでの監査では件数の不一致は見られなかったわけでありませう。

このたびの市職員による市税の不適正な処理をし着服した事件については、平成19年から21年1月までの間に、市民から預かった税金の不適正処理を幾たびとなく繰り返すとともに、当該税金を着服したものでありますが、定期監査においては、監査対象課から提出された監査資料、結果的には税金を着服した後の監査資料を監査対象とし、監査を実施したことになるわけでありませう。

したがって、窓口納入された税金が、市の指定金融機関へ納入される前に着服した税金については、担当課から提出された監査資料や財務会計システムに記録されておらないために、見抜くことができなかった、こういうことで大変遺憾に存じておる次第でございます。

このように、ご承知のとおり、監査委員が監査することができる対象は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行、及び当該地方公共団体の経営に係る事業の管理であり、監査は一般的に既に執行されたものについて、その合法性、妥当性を監査することが本質とされております。また、一般論ではありますけれども、すべての職員の業務内容を監査委員が把握するということは、もとより不可能なわけでありませう、近代監査は試査主義が基本とされております。試査というのは、試す、試みるという試験の試、それから検査とか監査の査でございます、試査主義でございます。一般的には、内部統制組織の信頼性の程度などを勘案して、抽出して監査し、全体の適正を推定する手法であります。もちろん、事の次第によっては初めから精査するということは当然であります。

不祥事を防ぐポイントについて申し上げたいと思いますが、さきに申し上げましたように、窓口で納入された税金等が指定金融機関に納入される前に、悪意によりつじつまを合わせて着服されますと、いわゆる監査委員監査において問題を発見することは大変難しい事情がございます。こうした問題については、横手市会計事務規則による、いわゆる内部監査を充実し、監査委員監査と並列して効果を上げる必要があるものと考えます。さきに触れました意見書でも申し述べておりますが、今後ますます少数精

鋭による行政運営が求められるわけでありますので、例えば一例でありますけれども、レジスターの活用など、確実かつ合理的な事務処理方式を構築するとともに、一人一人の職員のモラルの向上、一層の自覚を促し、公務員としての姿勢を正すことが強く求められます。監査を担当する私どもも、事務職員ともどもさらなる研修に励み、監査の質的向上を目指したいものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 28番。

○28番(柿崎孝一議員) まず、自治会組織の充実についてお伺いいたします。

まず、自治会の加入ですけれども、実際いろいろな機会ですと消防とか出ていきますと、ひとり暮らしまたは新規に入ってきた方の状態がわからない。これは、やはり個人情報の部類でなかなかつかめないものと思います。この間、市のアンケートといいますか、ひとり暮らしで登録せえということで回ってきておりました。しかしながら、ただ民生委員に任せてというか、それだけでも民生委員の守備範囲もますます広がる一方ですし、高齢化の中で民生委員の役割も重要であります。

したがって、自治会組織、先ほど答弁の中で何回か述べられておりますように、本当に自主的で何の強制力もない団体でありますけれども、そういった公的な部分と、その自主的な部分がやはりがっちりリンクしていく体制をもう指導していかなければ、いろいろな災害時の安否の確認やら物資の供給、事件、事故のときの状況調査など、やはり隣にいながら手助けできないというか、実態がわからないままにおくってしまうということもありますので、そういった加入率促進に向けて、あとはいろいろな情報を町内会にお互いに共有できるような対策が必要だと思いますけれども、この辺について、もう1歩踏み込んだ指導が必要だと思いますので、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

それと、町内会館についても、財政的に厳しいのは重々承知しております。しかし、今、私が質問でも述べたように、前の質問の中でもたびたび出てきております、お年寄りが集まる、ともに集まって、まずいろいろな安否を確認しながら対処したり生きがいを求めていくのは、やはり一番近い集落会館が一番妥当なんじゃないかと思っております。その集落会館を見ますと、やはり昔ながらの建て方で、階段が上がったり下がったり、トイレも昔のところは下がったり、あとは昔の和式のトイレとかというところでは、なかなかお年寄りも集まりづらいというか、集まりたがらない集落会館も本当に多数あります。そういうところを修繕すると、トイレだけでやはり200万円ぐらい、玄関とかのバリアフリー化で五、六十万円かかると。そうすると、今の建築の25%、50万円という上限では、まず補助が足りないんです。ですから、そういった状況をかんがみて、補助率の上限を上げるとか、そういった対策が必要じゃないかと思っております。

それで、周辺の状況も調べていただきました。まず、湯沢市、大仙市、由利本荘市、横手市と大して変わらないんですけれども、やはり補助が多い。その支援策が充実しています。少ないながらも、5%でも10%でも、そういった支援があれば、住民たちもそこに踏み込めるような対策もありますので、いま一度、防災含めて、拠点としての集落会館ということを踏まえて、よろしく検討をしていただきたい

と思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 アパートとか新興住宅地などを含めまして、その加入率が十分でないというのは、情報としては入っております。ただ、数字についてはわかりませんが。それで、1つだけあれなんですけれども、さっきからお話ししていますが、その主体的な活動をする自治会ですので、市が行政の立場で指導するというふうなことは、過去の町内会、国なり市町村なりのその組織の一端を担うようなスタイルでやってよくなかったこともございますので、その指導するというふうな考え方では臨まないのがよろしいのではないかなと思っています。それで、どのようにするかといいますと、相談をさせていただいて、その相談に市が乗るという形で、お互いのパートナーとして尊重し合っていくべきではないかなと思います。

あと、できるだけ加入していただくための手法として、過去に合併前にもやっておりましたが、例えば転入届の際に、あなたのところの町内会はここですので、ぜひ町内会に加入してくださいという窓口のほうでそういう案内をすとか、さまざまなことが考えられると思いますので、町内会の主体性を損なわないように、市としてできることは、一生懸命やれることはやりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、補助率についてであります。現在、町内会館の建設や補修の補助率は、先ほど市長が申し上げたとおりであります。例えば別に下水道への接続などによるトイレの改修は、一般の人方と同じようにその制度が使えるようにもなっていますし、そういうことも実際に町内会館の改修など、いろいろなものを行う場合に、そこの実態なども把握しながら、ほかの制度で使えるものがあれば、それらも紹介しながら進めていきたいというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 28番。

○28番(柿崎孝一議員) それでは、もう1点お伺いたします。

今、監査委員の谷口さんから懇切丁寧なご返答いただきまして、本当にありがとうございます。

市当局に伺うわけですけれども、まず今回の不正は入り口での不正ということで見抜けなかったと、その対策についてこうあるべきだということも述べられておりましたけれども、やはりそういった対策について、市のほうではその入り口対策として、どのようなことを今後やっていこうとしているかを、いま一度詳しくお伝えください。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 今回の不正の反省をもとにしまして、まずこれからの収納をどうするのかと、できれば8地域局統一したマニュアルをつくりたいと、そのように今検討しておるところなんです。その中でもって、今できることは、そのマニュアルを作成する前にすぐにも実施しようとして、今実施している事項もあります。例えば、これも今回の増田地域局では課長の印鑑を、個人に配付している印

鑑、領収印を使わないで課長の印鑑を使っていたという事実も判明しましたので、その徹底。あるいは、日計表を必ず課長が確認する、あるいはできるだけ1人でお金を触らないと、そういうこと。それから、今やっておりますのは、8地域局の地域振興課長さんと納税課が、今まで、これからの対策をどうするのかというので三、四回打ち合わせをしております。ただ、それは統一に向けてのマニュアルづくりのための打ち合わせなんです、課長さんだけでなく、職員の意見も聞かなければ実行できるマニュアルにはならないのではないかとこの考えのもと、ただいま各8地域局では税の申告期間中ですので、ちょっと時間がとれないということで、今月の15日過ぎにでも、職員の意見も聞きながら税に関しての統一マニュアルをつくりたいと思っております。

先ほど、監査委員さんもおっしゃっていましたが、多少お金がかかっても、例えばレジスターの活用とか、多少お金がかかっても不祥事が起こらないシステムづくりに考えていきたいと思っております。

それから、きのうも申し上げましたが、税だけでなく、ほかの公金の取り扱いについても、いま一度検討すると、そういうことでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後の再開時間は1時10分といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時11分 再開

○高安進一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が都合により欠席しておりますので、副議長が議事を進行しますので、よろしくお願ひいたします。

きょうは、午後から3人の一般質問を予定しておりますけれども、スムーズに終えたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇ 立身 万千子 議員

○高安進一 副議長 それでは、1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

年越し派遣村の報道によって、この国の現実が目当たりされたことが記憶に残るままに、平成20年度の年度末を迎えました。横手市10万3,000市民の命と暮らしを守るために、新年度への議論をしっかりと交わさなければならない今議会であると思っております。

日本リサーチ総研によれば、今後1年の暮らしの不安度を示す生活不安度指数は、30年間の調査の中で過去最悪の結果となっています。また、週刊東洋経済の新春合併号に、浜同志社大学教授から寄せられた文言は非常に印象的でした。「日本は、いわゆる格差問題を抱えていたが、外需の拡大がそれを覆い隠していた。輸出が腰折れしたことで、脆弱な側面が浮かび上がった感が強い。日本全国が蟹工船状態と化している」、そう指摘されています。このように深刻な状態を、地方に住む私たちもいよいよ実感せざるを得ません。

国会では、国民の不安と批判をよそに、国の平成21年度予算を無理やり通そうとしています。証券優遇税制の延長・拡大や、国外所得免除制度の導入などの大企業、大資産家応援策を新たに設け、アメリカ海兵隊のグアム移転費や米軍駐留支援は大幅増額などの中に、散りばめられた雇用・労働対策のうち、市長の施政方針でも挙げられたように、地方雇用創出推進費が計上されました。当市では4億8,100万円と、雇用情勢や経済・財政状況が厳しい地域に重点的に配分する地方交付税を増額するとしています。

かくして、重点地域に位置づけられた我が横手市ですが、雇用を広い意味にとらえ、福祉、教育を含めて市民の切実な暮らしを守るために、地方自治体の私たちは今こそ全力を尽くすことが重要な責務ではないでしょうか。

このように、未曾有の厳しさを増す情勢のもとで横手市の平成21年度予算を審議するわけですが、「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」という将来像に向かってまちづくりを推し進めるには、平成18年度に開始された新横手市行財政改革について、平成22年度の計画終了を前にした今、率直に振り返って総括する必要があるのではないかと考え、以下の点について、市長のご見解を伺います。

横手市行財政改革大綱の体系図は、わかりやすくコンパクトにまとめられておりますが、私はその中の基本方針である「市民との協働によるまちづくりの推進」に言及してお尋ねします。

初めに、市民参画、市民協働の推進についての質問です。

ご承知のとおり、全国的な地方自治の潮流として、市民参画・協働が進められておりますが、少子高齢化、経済成長率の低下、高度な情報化など地域の社会経済環境の変化が著しい昨今は、この変化に対応して、市民の声を通して、地域の課題やニーズを行政が的確に受けとめたまちづくりを進めなければ立ち行かない現実があり、市民との協働なくして地方自治体は成り立っていない時代になっていることは、私たちが等しく認めるところです。

しかし、同時に高齢者福祉や子育て、防災、防犯などが多様化、複雑化している一方で、特に市街地では賃貸アパート群の増加に伴い、住民の地域への帰属意識が薄れる傾向にあることは、住民自治を考えるときに極めて危機的な状況だと私は思っています。

こういった多様で複雑な地域の公共的課題は、行政だけでなく、集落や町内会などで組織される地縁団体や、ボランティア、NPO、NPO法人、NGO、企業など、地域社会を構成するさまざまな主体間で共同して解決していく仕組みづくりが求められることから、市民参画、市民協働というキーワードが全国の自治体で重要視されていると考えるものです。けれども、その仕組みはどうすればつくれると

市長はお考えでしょうか。

やはり、その柱になるのは、市民と市との信頼関係を深めることしかなく、市は市政に関する情報の積極的な提供をすることが重要と思います。その意味で、広報・広聴のあり方を、もっと積極的に検討すべきではないかと提案するものです。

市の計画実行における進捗状況を見ると、市報やホームページの工夫について報告されていますが、単なる行事の報告、予告や定例の情報だけでなく、行政が取り組んでいる企画、事業の進捗状況や問題点などを紹介してはどうですか。また、公聴のあり方としては、「私の町の市長室」を市民に集まってもらう形から、市長が職場や田んぼ、畑や各施設に向いて、現場での市民の生の声を聞く形にするなど、市民が実質的に参画できる仕組み、手続をつくらなければならないのではないのでしょうか。

先日、平鹿生涯学習センターで開催されたまちづくりフォーラムでも、それぞれのフィールドで日々活動されている出席者の方々が、行政側からの情報提供が不足していると発言されていました。

また、第56回東北ブロック高等学校家庭クラブ連盟研究発表大会で最優秀賞を受賞した横手清陵学院高校家庭クラブは、「そこにあるまちづくり 広がるきずなが未来へのかけ橋」という研究テーマで全国大会出場を決めました。市内で活動するたくさんの団体とのつながりを通して、一市民として横手の未来図を大胆に提案しようと頑張っています。

このように、中学生、高校生から中高年までと幅広い年齢層で、ずっと横手に住みたい、自分たちの住むまちをよくしたいと願って活動している市民が、この町には非常に多くいると私は受けとめています。

その市民の方々と市当局による策定委員会が、平成18年度に1年かけて市民協働推進指針をつくりました。そこでは、計画立案と評価に積極的に質問を投げかけ、意見を述べ、議論をしていくことを5カ条にまとめています。

また、協働とは市民と市とが、相互の信頼と合意のもとに対等の立場で、互いの特性や能力を発揮し合いながら公共的な課題を解決するために連携、協力していくことであり、その手法は参画、委託、補助、共催、実行委員会、協議会、後援という形をとる、とあります。

そこで私が申し上げたいことは、全庁の職員全員に市民協働の趣旨が浸透し、市民とともにまちづくりを担おうとする力が強くなければ、指針は機能できないということです。庁内の各部署で、果たして指針が周知されているか、市長はどうとらえていらっしゃるのでしょうか。

今、各部署が事務局となって、さまざまな市民参画・市民協働の取り組みが進められていますが、その事務局が集約する団体は、県当局であったり、社会福祉協議会や民生児童委員協議会であったり、地区会議など地域コミュニティとの連携もあれば、青年会議所や農業者団体といった企業も参画しています。各部署で運用する際の実行体制や相談体制を統括した組織体制は整備されているのでしょうか。市長はどう把握しておられるか、お聞かせください。

幸いにも、横手市には、県の機関である県南男女共同参画センターと県南部市民活動サポートセンタ

一が置かれています。そこでの登録市民団体や、県当局との共同による「しゃべるヴェ」という取り組みなど、活発に活動が行われており、市の担当職員も集まりに出向いて、地道に市民公益活動を行う団体と交流しています。

しかし、担当窓口の市民協働推進室が、庁内各部署の協働の取り組みを一手に引き受けることは、全職員への周知にはつながりません。その意味でも、情報を全庁的に発信して、職員の声を反映したさらなる改善が進んでいけるシステム機能を、切に望むものです。

以上、今申し上げた、1つには市民参画、市民協働の仕組みの構築、2つ目に庁内各部署での指針の周知、3つ目に指針運用の実行体制や課題を協議する相談体制の整備、この3点について、市長のお考えを伺います。

2番目の質問は、民間委託の推進についてです。

合併以前から、民間活力を導入するという大儀名分によって、公共施設の事業や管理が委託されてきましたが、あくまでも民間企業は営利を目的とします。それに対し、住民福祉向上のために役割を果たすべき地方自治体は、採算のとれない業務を遂行することが責務であり、民間活力の導入とは相入れないものです。行政は厳格に監視し、常に住民の立場に立ち返って見直しをする仕組みが必要だと私は思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

市では、現在の取り組み状況について、19項目中、実施率31.3%と報告しました。中でも、私が懸念するのは、学校給食の調理・運搬業務の完全委託を平成21年度に実施するという計画です。同時に、平成21年度までに現行の8給食センターを3施設に統廃合すると明記されています。昨今、学校給食に関してはたくさん問題があつて、総合的に解決しなければならないだろうと私も考えますが、ここでは統廃合問題と民間委託との関連から質問をします。

現在、8つの学校給食センターの中で、最も少ない山内給食センターでは一日に322食を供給しており、最も多い横手給食センターは1日3,121食の供給数です。少子化の影響を見込んだ上で、平成26年度は3つのセンターとして、横手給食センターで1日4,000食、平鹿給食センターで1日3,000食、雄物川給食センターで1日1,600食の供給を計画していると説明されました。一方で、現在26%にとどまっている地場産野菜をもっと引き上げていき、地産地消を拡大するという市長のお考えは、現実性が低いのではないのでしょうか。大量供給になればなるほど、地場産野菜の確保は難しくなることが目に見えており、整合性が見出せません。その上、施設の統合に伴って、運搬コストの削減も困難になる条件で利潤追求せざるを得ない民営化は、果たして有効なことと考えておられるのか、市長のご見解を伺います。

最後に、指定管理者制度の活用についてお尋ねします。

この問題も、合併以前より民間活力の導入という目的で、公の施設の管理を委託したことから、合併後、多くの施設が指定管理者制度を導入されました。昨年度は、ご存じのように、高齢者を対象とする福祉分野の特別養護老人施設が、さまざまな議論を経て、地元を拠点にし、実績のある社会福祉法人という条件のもとで指定管理者に決まりました。

今回、報告されたケースは全部で11項目であり、実施率が30%ということです。その中で、2つの項目について、市長のご見解をお尋ねします。

1つは、平成22年度に公立保育所1施設に指定管理者制度を導入するという計画です。取り組みの具体的内容として、保育所整備計画を策定する中で検討すると明記されています。先般、12月議会で私が質問した国の保育制度に対する改正の動向について、市長のお答えは、保育所入所の措置を、保育所と利用者である親が直接契約する点が現行制度と大きく違うことになるだろう。国の動向を注意して見て、横手市の保育所整備計画では、安全・安心な保育を進めていくために計画を策定するという内容でした。

国はまさに、保育制度改革の真っ最中で、都道府県の許認可がなくても、一定の基準を満たす事業者は保育所経営に参入できるという方向に進めようとしています。この動きに対し、三重県では県議会と県下29自治体のうち25市町村の議会が、保護者と事業者の直接入所契約を導入しないことなどを求める意見書を可決しました。まさに、保育を福祉ではなく商売の対象にしてしまう意図が明らかだという重大な問題点を、議会の総意で指摘したと言えるのではないのでしょうか。あくまでも、営利追求が目的である企業を優先する政府、厚生労働省は、働きたくても預ける場所がない都会の保育所不足の解消が先決課題だという方針です。

市内保育所の状況を平均すれば、待機児童がいない横手市は、それに追従することなく、子どもの権利を第一に挙げて、横手市独自の保育所整備計画を遂行していくべきと考えます。

この問題こそ、地方分権の理念を掲げて、よりよい保育環境を整備することを強く望むものですが、いかに行財政改革の推進とはいえ、ただ安易に財政面の問題解決を追求するのは危険であり、市が指定管理者制度を導入するとしても、その条件は規制緩和に向くのか、それとも厳格に規制するのか、市長がお考えになっている方向性を伺います。

昨日の公民館の管理運営についての質問に、市長はあくまでも地元に着目したところに委ねるべきで、利益を上げるような民間団体は考えていない。その中でコスト削減の課題を追求すると答弁されました。保育所の主役は子どもです。実際には、社会福祉法人であっても、経営、運営に苦慮している現状があり、やむなく規制緩和の波に乗ってしまう場合もあり得ます。市として、安全・安心の条件に加え、子どもの豊かな成長発達を目指す基準を掲げていただきたいと強く願うものですが、市長はどうお考えでしょうか。

指定管理者制度の活用の問題で、最後の質問は、生涯学習施設、公民館への導入と組織、機構の見直しについてです。

行財政改革大綱の計画によれば、黒川地区のオアシス館と境町地区のふるさと館等に制度導入をする、平成20年度まで検討し、平成21年度から実施するという方向性を打ち出しています。さらに、これまでの検討結果として、そのまま読みますが、「本項目の推進に当たっては、この2カ所の地区会議のみならず、ほかの交流施設への導入についても検討を行う必要がある。支所機能と地区会議等、指定管理者の受け皿となる団体との関係を整理し、市民課、市民担当業務など、窓口業務の民間委託等の視点も踏

まえ、総合的に検討する必要があるため検討する旨、地区会議に昨年度回答した」と明記されています。また、生涯学習施設に指定管理者制度を導入する計画については、平成21年度からの実施に向け、生涯学習センター職員を対象にした研修会などを開催し、検討と研究をした、それによって得られた結論は、生涯学習施設の中には、市長部局の施設を利用しているものもあり、全市的な取り組みや対応が必要である、また現在のところ指定管理に興味を示す団体がないとのことで、検討を継続するという方向性が打ち出されています。

ここで、昨日から論じられておりますが、まず認識すべきことは公民館の位置づけではないでしょうか。公民館の法的根拠が、昭和24年に施行された社会教育法の第5章にあることは、ご存じのとおりです。公民館は、生涯教育のかなめであり、戦後の復興に当たって、敗戦国日本の人々の心のよりどころだったと言われます。

子どもには学校教育、大人には生涯教育が保障されるべきであるとして、公民館は物理的、地理的にも地域住民の拠点となって今日に至っています。公民館の建物内では、市役所の支所機能として交付業務や相談業務が行われ、郵便局の出張所もあり、地域コミュニティーの中核としてスポーツやレクリエーション、健康診断活動などが行われてきました。

指定管理者制度を導入した場合、懸念されるのは市民課の窓口業務です。それだけでなく、今日プライバシー問題が強く叫ばれている中で、個人情報保護の立場から、市役所支所としての機能は市が管理運営をするべきではないでしょうか。市長がお考えになっている指定管理の受け皿を募るといった方向はどのようなものか、お尋ねします。

以上で、私の質問を終わります。

計画の進捗状況報告にもあるとおり、行財政改革の目的は、市民に必要とされる組織であり続けるため、市民満足度を高めていくためのサービスを市役所組織が一丸となって実践することです。その実践は、市民との協働によるまちづくりを推進することでしかなし得ないということは、全国の地方自治体が等しく認識して取り組んでいます。

我が横手市でも、行財政改革の実実施計画が後半に向かう今、市民の目線での振り返りが必要ではないかと再度申し上げ、市長の率直なご答弁を期待するものです。

最後に、平成20年度の年度末に当たり、この3月で市役所を退職される職員の皆さんには、これまでのご尽力に感謝申し上げますとともに、市民協働、市民参画の課題について行政と市民とのかけ橋となられてご活躍くださいますよう、心から祈念いたしまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 行財政改革全般につきましてのご質問がございましたけれども、その中の第1点目でございますが、市民参画・協働の推進についてのお尋ねがございました。

近年、急激な社会環境の変化、市民ニーズの多様化によりまして、公平・中立を尊重する画一的な行政中心のサービスだけでは対応できない部分がふえつつあることから、平成19年3月に市民協働指針を策定し、市民協働のまちづくりを推進してきたところであります。この指針につきましては、市民活動団体や職員への周知を図っているほか、市民活動団体との協働事業や、協働事業の実施状況を調査し、これを公表することにより、市民協働への理解の向上や推進を図ってまいります。

2つ目に、民間委託の推進についてのお尋ねがございました。

学校給食にかかわる部分でございましたが、横手市の行財政改革大綱実施計画には、学校給食の調理・運搬業務の完全委託が挙げられておりますが、近年の社会状況の急激な変化などを受け、完全委託の方向については、今般、策定いたしましたセンターの統合計画を踏まえながら、引き続き検討をしてまいりたいと思います。

また、地産地消の推進は、農業振興のみならず、食育という観点からも大変重要なことと認識しております。学校給食において、地場産作物の活用を図るためには、質と量の安定的な確保が求められることから、産業経済部とも連携しながら、生産団体とのネットワーク化などを推進してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

なお、平成21年度からは米飯給食の拡大とあわせて、地場産作物を積極的に取り入れることとし、地産地消の前進を図る計画を進めておるところであります。

この項の3つ目の指定管理者制度の活用について、公立保育所への導入についてのお尋ねがございました。ご指摘の中にもございましたけれども、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会では、保育所制度改正の議論が行われておりまして、第1次報告がまとめられたところであります。

報告の主な内容であります。1つ目が、保育所設置については認可方式が指定方式へ変わるということ、2つ目が、これまで市町村が入所決定していたものを保育所が決定するというものであります。特に、指定に関しましては、最低限の基準を満たせば社会福祉法人以外の新規事業者の参入も可能となることから、待機児童の解消などに効果が期待されているところであります。

これらの状況を踏まえ、現在作業を進めている整備計画の策定に当たっては、建物の整備だけではなく、統廃合や民営化、私立の参入に関する基準などについても検討を進めてまいります。

なお、保育事業に関しても、今後予想される国の制度改正に注視していきながら、次世代の子どもたちに安心・安全で質の高い保育サービスが提供できるよう、また保護者の多様な保育ニーズにこたえられるようにすることを第一に考え、対応いたします。

以上でございます。もう1点につきましては、教育委員会のほうから答えさせます。

○高安進一 副議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 議員お尋ねの中に、指定管理者制度の活用に関して、生涯学習施設、公民館への導入の質問がございましたので、お答えしたいと思います。

昨日、4番議員とのやりとりの中にも関連の内容がありましたが、現在、生涯学習施設は単独機能としての施設と、地域局出張所などの機能を併設している施設とが混在している現状にあります。数ある生涯学習施設の主要な部分を占める公民館の指定管理者制度の導入につきましては、教育委員会といたしましても、公民館の性格を考えますと、営利を追求する団体の指定管理はふさわしくないと考えております。これまでの行政主導の公民館活動から、地域住民主導の運営への移行を推進し、地区会議を初めとする、地域住民団体等による指定管理者制度導入を検討していきたいと考えているところです。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 行財政改革の中で、市長が答えた以外に具体的なことがありますので、その点についてお答え申し上げます。

まず、市民協働であります。指針をつくりましたけれども、議員のおっしゃるとおり、コメントの中にもありましたが、市職員が市民協働を理解することが理想的な市民協働に必要なことだというふうなコメントなどもありまして、裏返すとすれば、職員の市民協働についての理解がまだ深まっていないというのが、市民の皆さんの実感ということだと思います。

それで、市民協働につきましては、市民協働ということでやりましょうと言っても、両側で直ちにできるわけではございません。職員の中には、市民協働についていろいろ、我々なりに周知を図っておりますし、さらに具体的には、我々のほうから市民のほうにお願いして、例えば計画策定だとか、近いところでは庁舎を考える市民会議の提言だとか、そういう形で我々のほうからお願いしていろいろやってもらっている部分というのがあります、一緒に。それから、参画センターのお話がありましたが、参画センターなどはその市民協働を日ごろからよくわかっている方々で、活動なりもできる体制にあると思いますが、それ以外のかかなり多くの部分では、市民サイドでも市民協働ということについて、なかなか、やりたいことはあるけれども、どのように進めたらいいのかとか、そういう疑問なり相談なりがありました。

それで、現在は、例えば議論の仕方とか、まとめ方とか、さまざまなことが市民の皆さん広くできるようにということで、コーディネーターの養成講座などを開いて、市民サイドで市民協働にどのようにして向かったらいいかというふうなものも知っていただくような取り組みをしております。

それから、広報・広聴の件についてお話がありましたが、広報・広聴については、市報の中で、我々なりにいろいろその情報をできるだけ多く入れるようにして発信しているつもりはあるんですが、正直なところ、市報がどの程度読まれているかということもあります。一向に情報がないという話が来た場合に、市報の何月ごろでお知らせしておりますが、というふうにお答えする場面は結構あります。ですから、市報についても、21年度から若干その見直しをせざるを得ない状況ですが、できるだけ皆さんが目につきやすいような方法を考えていかなければならないなというふうに思っています。

それから、情報の提供の仕方も市報に限らず、今はホームページとかさまざまな形で一生懸命やっていかなければならないのではないかなということ、市民協働はまだ順調にしているわけではなくて、

市役所、職員サイドも、それから市民の皆様についても、市民協働に向かうまだ途中だというふうに理解していきまして、この後もコーディネーター養成講座への参加なんかもふやしながら、どのようにしてやりたいことを進めていけばいいのかということがわかるような取り組みなんかを続けていながら、市民協働をいい形に持っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○高安進一 副議長 1番立身万千子議員。

○1番(立身万千子議員) ありがとうございます。

まず、市民協働についてなんですが、私もそのとおりでと思います。やっぱり、市民の側でもなかなかそういう力がつけていないということは事実です。いろいろな全国的に進んでいるところとかも見てみたんですけども、横手市の市民協働推進指針というのは、やっぱり非常すばらしいと私も思っています。何ですばらしいかといったら、この現状を分析きちっとしているし、そこでの課題というのも具体的に書かれてあります。今、お答えにもありましたように、職員さんたちの中での意識の向上なり周知の推進というのも、市民と同様になかなか進まないというのも私も思いますが、その仕組みを、じゃ、どのようにつくればいいのかというのもここに書いてあるんですが、結局、仕組みというのはシステムですよね。例えば、その各部署で、いろいろな参画の形態をとって今協議会などは開かれておりますけれども、その実行する体制、そこでの問題を解決する体制というような、その仕組みについては、2年たっていることですし、何らかの前進面というのはないものだろうかということをおもいますが、仕組みに関しての新しい面というのはないですか。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 なかなかお答えしにくいというか、胸を張って言えるようなものが正直なかなかないんですけども、要は我々がいろいろな仕事をしていくときに、仕事をするときに、どちらかといえば職員は、私も含めてですが、その我々が今までやってきた側からの物の見方が中心になってしまう傾向がありますが、現在は政策決定の際も、市民の側から見た場合はどうなのかというふうなことも、いろいろ議論をしながら会議を進めておりますし、特に計画策定では協議会に参加していただくだけでなく、可能な限りそのパブリックコメントも含めて、市民の側から見た考え方なり、そういうものを策定する段階で必ずとらえるような方法で、今仕事を進めています。

成果としてどうなのかと言われれば、まだまだ皆さんに大きく胸を張って言えるような状況ではありませんが、一步一步そういうふうな形で進めている、内部の議論でも、市民の側から見たらどうなのかということをおもいながら、いろいろなものを進めていくということに取り組んでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高安進一 副議長 1番立身万千子議員。

○1番(立身万千子議員) 私も、これは一、二年で醸成できるものではない、やはり4年から10年はかかるだろうなというふうに思っていますが、まず市民から言えば、行政というのは形さえ整えればいんじゃないのかというような声もあります。けれども、やはり形から入らないと組織というのはできな

いものですから、そういう意味では、この指針の課題を1つ1つ実践していけばいいんじゃないのというふうに私思いますので、これからもよろしくをお願いします。

それで、次に移りたいのは、学校給食の問題なのですが、私も市長のご答弁どおり、これからの農業再生の道も含めて、地場産野菜の地産地消を推進するということは、これからの大きな課題だと思います。

それと、民営化等の入り組んでいる問題なんですけど、市長は民営化して、この大きな広い横手市の中で3つに給食センターをすると、凝縮する中でそれをどのように、どうしても大量に供給しなくてはいけないわけですから、そこの具体的に、例えば岩手県なんかでは、私、前にも申し上げたと思いますが、結局、規格外の作物をどうするかというところで、なかなかロス率が多くて、地場産野菜を取り入れるということの1つの大きな壁だというふうに聞いておりますが、たしか岩手県では、すごく多額のお金ではあるけれども、その規格外をカットする機械なりそういうのを率先して導入したというようなことで、少しずつ解決しているという情報も得ていますが、お金もかかることですが、それも含めても民営化は有効だと市長は思っているのでしょうか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 民営化もいろいろあるかなと思います。こういう給食業務に携わる民間企業が持っているノウハウというのは、さまざまあるというふうに思っております。今現在も、横手の学校給食センターは、完全ではありませんが、委託をいたしているわけでごさいます、そういうのをかいま見の中で、やはり学校というか給食業務にかかわる仕事の仕方、取り組み方、安全面の管理の仕方、いわゆるコスト管理も含めてであります、やはり相当なものだというふうに思います。これは、なかなか行政が直接やっても、ノウハウとして蓄積できていない部分でありますので、これは追いつくのは相当難しいのではないかと、今現在は判断いたしております。

そういう部分を、これからも行財政改革の1つの柱としながら市政運営を進めるのは、ご理解いただけたと思いますが、万般にわたってそういうことを進めるときに、しからば学校給食において、どこまでそういう努力が効果が上がるのか、必要なのか、あるいは問題はないのかという検証は、これはしていかなければならないだろうと思います。そういう意味で、先ほど答弁させていただきました。

そういう中で、食材の部分については、これは両立できるような仕組みも考えていかなければならないんじゃないかなと。特に、「食と農からのまちづくり」を標榜いたしております横手市においては、これから先もずっとそうであるというふうに思います。

そのために、実は学校給食センターのために食材をつくる農家が出てもらうだけでは困るわけですし、市場で評価されるような、出荷できるような、多くの市内外の消費者に買ってもらえるような食材としての農産物を加工できる、栽培できる農家に頑張ってもらいたいと、そのためにそれに際してロットがまとまらない部分をどういうふうにそれをカバーするか、例えばメニューの工夫だとか、栄養士さんの考え方のまた新たな取り組みによって考え方を変わってもらうとか、あるいはご指摘あったとおり、どう

しても規格外が出るわけでありますので、規格外の食材をどれだけの投資をすると、どれだけ食材として立派に使えるかどうか、こういう検証はなるべく早くしなければいけないだろうとっております。

給食センターの統合等は、別立てにしていくことだというふうに思っております。そんな検討もしながら、トータルとして学校給食、将来3センターに統合という方向は、今確認しておりますけれども、それまでどういうふうに持っていけばいいか、いろいろな角度から検討をして、実践をしていきたいと思えます。

○高安進一 副議長 1番立身万千子議員。

○1番(立身万千子議員) 給食問題の、親として一番気がかりなのは安全面、やっぱりいろいろな問題がありましたから、それなんですけれども、時間がないので、その安全・安心というテーマから公立保育所のほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、今市長のご答弁では、国の動向を見据えつつ、安全・安心、質の高い保育を目指して整備計画をつくるというお答えでした。その安全・安心なんですけれども、国の方向性というのを市長は、質の高い保育、そして安全・安心を追求するに当たって、どのような関連があるというふうにお思いでしょうか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 厚生労働省のねらいは明解でありまして、効率的な保育行政はどうあるべきかというのが大きき柱であるというふうに思えます。

これは、昨今の行財政改革、国も含めてであります、方向性としてはある意味では必要な方向だというふうに思えます。ただ、我々の地方に、あるいはこの横手市に、それがすべて当てはまるかどうかというのは、これはよく検証してみなければわからないと思っております。ご指摘のとおり、待機児童という者がほとんどおらない状況の中で、そういう取り組みが果たして有効であるかどうかというのは、やっぱり我々なりに検討しなければいけないだろうと思えます。

ただ、それにしても、私どもが抱えている公・私立の保育所、あるいは民間の保育所が混在する中で、これからの横手市の子どもたちに対する保育行政、保育サービスはどういうふうにあるのが望ましいかという視点について、国とはそっくり同じではありませんけれども、効果的に、効率的に行政のコストをどれだけ軽減策を図りながら、しかし、かつ子どもたちに対するサービス水準をどう落とさないでいくか、保護者の方々の安全・安心の感をどれだけ維持できるかということは、これは相当難しい、綱渡り的なところがあると思えます。しかし、私ども、そこをまた目的とするというか、目指さなければいけないのではないかなと思えます。そういう検討をする中で、多くの保護者の皆さん、地域社会の声も聞きながら、我々なりに判断していきたいと、そういうふうに思っている次第であります。

○高安進一 副議長 1番立身万千子議員。

○1番(立身万千子議員) 私は、この保育所問題で心配するのは、今、国は、先ほども申し上げたように、一定の基準を満たせば民間でも参入できるようにするという事なんです。幸いにも、今横手市では、民間といっても社会福祉法人なんですけれども、その現状でも、例えば定員を100%以上、150%入

れているという現状もあります。その中で保育士さんたちは安全を勝ち取るために、確保するために大変な努力をしておられるわけなんですけど、国でその一定の基準を、結局、緩和されるわけなんです。それに沿って、今の保育の質と一概に言っても大変難しいのがありますけれども、安全・安心面だけを見ても、国が非常に今変わっている、国の制約は、確かに市町村は受けなければならないというふうに制約があるときに、それをほねのけてでも、横手市ではそうじゃない、この基準でやっていくんだということをお考えかどうか、もう1回お願いします。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 なかなか難しいところではあると思います。しかし、国の基準というのは一律の基準でありますから、我々の地域になじまないことも当然あり得るというふうに思います。言うべきは言わなければいけないと思います。そういう中で、接点を見出しながらやるということ、今の段階では申し上げるしかないのかなと思います。基本的には、基本形は私どもの地域の子どもたちにとって、あるいはこの地域の保育の環境がどうだということが前提になるのかなと思います。

○高安進一 副議長 1番立身万千子議員。

○1番（立身万千子議員） ぜひとも、その質についての問題、それはこれから議論をもっともっと深めてやっていただきたいというふうに思います。

それで、公民館のことについて、今お答えいただきましたけれども、非常にこの報告書は複雑です。それを少し整理してみると、公民館の位置づけというところで確認しながら質問したいと思いますが、その公民館というのは地域づくりの拠点であるということでは、市長も教育長も、私たち市民も同じ共通の認識にあるというふうに思いますが、きのうの4番議員さんの質疑応答を聞いておりますと、結局、合併後、市内にいっぱい公民館、生涯学習施設ありますけれども、予算配分や人員の配置というのが各地区で非常に格差が大きいということが質問されました。それに対して、市長のお答えは、歴史的な背景や人口、業務量を勘案して現状があるということだったと記憶しております。

市長はよく、職員全員が同じベクトル、同じ方向を向くように職員が一丸となって頑張ろうと、職員を鼓舞しておられますけれども、各地区のその人口や業務量というのは、やはり1つの物差しにはなると思いますが、その予算の枠がやっぱり職員も地域住民も納得がいくものでなければ、これでは、各公民館なりの自主事業もあります、それから公民館同士の交流事業もありますが、支障を来すのではないかと私は心配するんですが、結局、午前中の質問にも取り上げられましたように、職員の不幸事についても関連することではないかと思ひまして、私あえて質問するんですが、どう頑張っても予算の枠がこう狭められる中では、市民の満足度も、それから職員さんの意識も向上できないのではないかというふうに大変心配するんです。

合併して、もう大きな、うんと広大な面積を擁することに横手市はなりましたけれども、その地域における拠点ですから、そこが公民館がすべて等しく位置づけられることが、職員のモチベーションの向上につながるのではないかというふうに私は思っているんですが、市長はその平等性ということについ

てどのようにお考えでしょうか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほど、うちの部長も答えたと思うんですが、公民館、生涯学習施設が支所機能を兼務しているところが幾つかございます。これについては、その必要が歴史的にあったということで置いている。ただ、実際に支所の職員としての仕事の量はどれくらいあるかとなると、詳しい数字、私持っていませんけれども、感覚的に言うと、そう多くないだろうと思っています。要するに、それほど、どういうわけかというのは体制の作り方もあるでしょうし、車社会だということもあるでしょうし、市民の行動半径が広がっている、あるいは勤務形態が非常に広がっているとかいろいろあるでしょう。支所で行政サービスを受けなくても、十分、地域局庁舎等々で対応し切れておるといふようなことなんではないでしょうか、なかなか私どもが考えているような支所機能の活用方はされていないというふうに思っております。

それで、この整理は1回しなければいけないのではないのかなと思います。これは市長部局であります。しかし生涯学習センターの箱の中に入っていて、中で一緒に仕事をしている部分も多いわけありますので、これは相当調整をしていく必要があるだろうということで、昨日の答弁の中でも、将来は生涯学習センターの市長部局への入れ込みという話も検討はしなければいけないだろうということは申し上げた次第であります。

予算については、予算もさることながら、まず今現在として、生涯学習センター、公民館の利用状況だとか、利用に対する熱意だとか、取り組みだとかは、まず地域によって千差万別であるというふうに思っています。私は、これは内部向けの話であります。幹部経営会議、年2回必ずやっていますけれども、生涯学習センター担当には、まずどうしたら地域の皆さんに、地域の外でもいいんですが、利用してもらえる生涯学習センターにできるんだ、するんだということをよく考えろということ申し上げます。そのときに、これも何遍かこの本会議場で答弁しておりますけれども、利用している人の話聞いてもだめだと、利用していない人の話聞けということ申し上げます。なぜ、利用しないのか、していただけないのか、おもしろくないからだろうと。おもしろくなるために、あるいは自主的に参画してもらうため、あるいは主催講座だけじゃなくて、みずから自主的に公民館を使って、自分たちの活動をしていただけるような、そういう取り組みに応援するような仕組みをどうつくるかというのが、これが大事ということ申し上げます。

生涯学習センターの箱の入れ物を統廃合という意味じゃなくて、組織を統廃合すべきではないかという意見も持っているところでございます。もっと、有効に使ってもらうために組織はうまく使えと、人を1人でも張りつけるから、それでうまくいくなんていうことはないと思います。どういうふうに取り組むか、取り組む活動が活発であれば、担当するスタッフの増員等々も考えなければいけないだろうと思います。これは、その地域地域の特性といってもいろいろとあると思いますので、一概には申し上げられませんけれども、そういう中で予算というのは、人と一緒に事業についてくるものだと思います。

そういう意味では、どういう積み上げで今予算編成していたかということ、ちょっと詳細は私も把握しておりませんが、画一、均一であればいいというものではないというふうに思います。ただ、そこに不備があるのであれば、これは直さなければいけないとっておりますので、お話しいただいたことを、これからの幹部経営会議、新年度に入りますとございますので、その中でよく内部で議論をしていきたいと思っております。

○高安進一 副議長 1番立身万千子議員。

○1番（立身万千子議員） 私も、公民館を拠点にして、先ほど申し上げたように、さまざまな機能があると、そのうちの1つとして支所機能があるというふうにとらえています。その中でも、事業についての人、物、金であるということも把握しています。それで、私がまた再度、何年か前に申し上げたことをまた振り返りますが、結局、地域住民の拠点となるのが公民館である、だからそこから一番の、いろいろありますけれどもども、健康増進の課題となると、やはりそこに保健師さんなり、相談員なりがいて、包括の方たちもいて、そこから地域住民に出向いていく、その足がかりになるというところでは公民館が必要ではないかというふうに思うんです。

そのときの市長のお答えは、保健師が足りないということのお答えだったんですが、今こそ、やはりそこに出向いていける人たちをそこにシフトしていくというのも1つの方法であって、そうすれば相談業務というのもふえてくると思うし、そこから発信して行って、派生して行って、いろいろな事業が取り組んでいける、例えば健康の駅のいろいろな取り組み方の1つもこれからももっとふやしていかななくてはいけないし、それも1つの拠点になり得るところだというふうに私は思うのですが、どうですか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 かねてから、健康の駅の中規模駅の推進について、小規模駅もそうでありますけれども、福祉環境部といろいろな協議をした中で、どうしてもネックになるのがマンパワー、ウーマンパワーの確保の問題であります。我々は、取っかかりは担当でやるけれども、ぜひ、特に小規模駅においては、地域の住民の皆さんの自主的な組織をつくっていただいて、組織というほどでなくてもいいから、その中で頑張ってもらいたい、それに応援するという体制をとりたい。なぜならば自主的に取り組んでもらうことが一番うまくいくということと、やはり予算の限界があるということでもあります。

そういう中で、ご指摘のように、保健師さんをそういう活用するということになると、大量に採用して配置するということになります。大変、望ましいようには見えるんでありますけれども、果たして私どもの市で対応できるだろうか。とても魅力的な考え方であるというふうに、今聞いて思いました。しかし、できるだろうか、どこからどういうふうに取り組んだらできるだろうか。計算は簡単でありますので、試算はしてみたいと思っております。どれだけの財政上の措置があればできるか、あるいはできないのか。

要するに、きのうの4番議員の質問と同じように、公民館を1つの行政サービスの最前線基地と位置づけるという視点だというふうに思います。それは、大変魅力的な、よくわかる場所です。た

だ、それをやり切るためには、どこでどういうふうに帳じりを合わせるかという話は、やはり我々かまどを持っている立場からすると避けて通れない話でございますので、しかし、これからの職員が大幅に減少する中で、どのように行政サービスし続けるかという議論を、検討を21年度にすると申し上げました。そういう中では、避けて通れない部分だというふうに思っております。

以上です。

◇ 土 田 百合子 議員

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

○2番（土田百合子議員） 2番、公明党の土田百合子でございます。

本日は、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして、大変にありがとうございます。

今、社会的に暗い話題が多い中で、アカデミー賞で「おくりびと」が輝き、滝田洋二郎監督が時の人となっております。「釣りキチ三平」と同じ監督でありますので、横手市民挙げて応援をしていきたいと思っております。3月20日から、「釣りキチ三平」が全国で上映されるとのことで、かまくら館で本日から前売り券100枚限定で、先着50名に映画ポスターをプレゼントしているようでありますので、お帰りの際にはぜひ購入していただきたいと思っております。

時の「釣りキチ三平」と、定額給付金で経済が上向きになることを願って、通告に従い、一般質問いたしますので、よろしく願い申し上げます。

1番の定額給付金及び子育て応援特別手当の取り組みについてお伺いをいたします。

春を呼ぶ公明党の実績であります3点セット、定額給付金、子育て応援特別手当、高速道路料金の引き下げなど、生活に密着した庶民の声が国政に反映され、今か今かと楽しみに待っておりますとのお声をいただいております。政治の生命線は何か、それは現場の声に耳を傾け、政策を実現していくことにあります。

先月の2月27日に、2009年度予算が衆議院を通過し、年度内の成立が確実となりました。定額給付金の財源を確保する、2008年度第2次補正予算関連法案が3月4日に成立する見通しであります。

当市においては、既に給付に必要な補正予算が成立し、国が定める補助金交付要綱に基づき準備が進んでいることと思っております。私たち公明党横手支部では、先月の2月3日に五十嵐市長へ、定額給付金及び子育て応援特別手当支給にかかわる要望書を、党員の皆様と提出しております。

このたびの質問は、要望書の内容とほぼ同じでありますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、質問の1点目に、両制度の実施に当たって、所得制限を設けるかどうかにつきましては、市町村の判断に任されているようであります。スピーディーな実施と消費拡大という制度の目的などから、所得制限については付さない方向であるべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

質問の2点目に、事業の効果的な実施や、漏れのない対象者への掌握などについて、関係課・室による対策室や相談窓口の設置などが必要であると考えます。特に、子育て応援特別手当については、平成20年度第2次補正予算に織り込まれながら、定額給付金の報道に埋もれて余り知られていないのが子育て応援特別手当であります。

厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮の観点から、平成20年限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども、1人当たり3万6,000円を支給するものであります。すべての子どもが対象でありませぬので、事業の十分なPR活動が必要であります。

両制度を進めるに当たり、住民基本台帳及び外国人登録証をベースに申請書が輸送されることと思いますが、定住外国人などの掌握漏れがないか、さらにはDV被害者への事前の点検や、特段の事情がある方々に対する相談体制を整備することが必要であります。今後の対策室、相談窓口の設置のお考えについてお伺いをいたします。

3点目の定額給付金の効果的な活用のために、商店街や商工会議所などの連携で、プレミアムつき商品券を発行し、地域経済の活性化を図る最高のチャンスであると考えます。

当市への定額給付金は、約16億円と言われております。いまだかつてない大金であります。16億円全部のお金を地元で使っていただくことができたら、商店も少しは潤うのではないのでしょうか。全国の20代から60代の消費者1,000人の回答によりますと、定額給付金について消費者6割が消費に使うとの回答で、貯蓄、ローン返済などに充てるとの回答は3割でございます。

全国の自治体では、1月29日現在、34都道府県129市町村で、給付金を地域活性化に生かす取り組みがなされているようであります。県内では、大仙市の商工会議所で、1万円で1万1,000円分の買い物ができる商品券を4月に発行する方向で、景気対策につなげるとしております。能代市では、実施の方向で、商工会議所への10%の1,200万円の補助を出す方向であります。商店街、商工会議所との連携でプレミアムつき商品券の発行についてのお考えをお伺いいたします。

2番の妊婦健診についてであります。

県においては、国の今年度の第2次補正予算を見据えて、妊婦健診で望ましい回数とされる14回をすべて無料で受診できるよう、妊婦健診臨時特例交付金を創設し、取り組む方向のようであります。出産に伴う経済的な不安などで医療機関への受診をためらい、かかりつけのお医者さんを持たない妊婦がふえ、社会問題と言える中で、14回の妊婦健診の無料化の拡充は高く評価するものでございます。

しかし、このたびの市長の所信説明では、従来の10回から13回とする、経費として4,900万円が計上されており、拡充の方向に感謝申し上げる次第でございますが、妊婦健診の回数は13回なのか、14回なのか、明確な答弁をいただきたいと思ひます。

しかし、あくまでも臨時特例交付金でありますので、23年度以降は一般財源化される可能性が強く、将来展望を持って事業化する必要があると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

3番、火災警報器についてであります。

3月1日から7日までの1週間、平成21年度全国火災予防運動が実施されます。春先は空気が乾燥し、小さな火災が大火事となる危険性が高くなっております。平成20年度版の消防白書によりますと、平成19年度の出火件数の四季別では、3月から5月にかけて最も多く発生し、総出火件数の30.1%を占めております。横手市の火災発生状況でも、4月、5月に集中的に発生しております。さらに、住宅火災で亡くなられた方は、5年連続の1,000人を超え、その6割が65歳以上の高齢者となっております。

消防庁では、「住宅防火いのちを守る7つのポイント」として、「3つの習慣」と「4つの対策」を呼びかけております。①寝たばこは絶対やめる、②ストーブでは燃えやすいものから離れた位置で使用する、③ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。「4つの対策」として、①逃げおくれを防ぐために住宅用火災警報器を設置する、②寝具、衣類及びカーテンからの出火を防ぐための防炎品を使用する、③火災を小さいうちに消すための住宅用消火器等を設置する、④お年寄りや身体の不自由な人を守るための隣近所の協力体制をつくる、であります。

昨年中の火災で亡くなられた方の6割が逃げおくれによるもので、発見がおくれ、気づいたときは煙が回り、既に逃げ道がなかったことが原因となっております。逃げおくれに対処するために、国では住宅警報器の設置義務化への消防法改正が平成16年に行われ、同18年6月から、全国ですべての新築住宅に設置が義務化となりました。また、市町村条例で定めることとされていた、これまでの住宅についても各地で義務化が始まっており、平成23年6月までに全住宅に設置されるよう促進されております。

警報器は、原則、寝室と寝室のある階段に設置しなければなりません。しかし、設置しなくても罰則がない、制度自体が住民に浸透していない、設置費用の値段が3,000円から1万円程度かかることが、普及が進んでいない理由であります。今後、普及率を上げるために、市としてどのような取り組みをしていくのか、お伺いをいたします。

2点目に、高齢者、ひとり暮らしを対象とした無料配布や半額助成についてであります。

全国では、普及率アップに向け、独自の取り組みを行っている自治体もあります。東京荒川区では、平成18年度から3カ年で、設置義務がある約6万7,000世帯に火災警報器を1個ずつ無料配布をしております。さらに、高齢者、障害者世帯、次の年には火災危険度5の地域に住む世帯、次の年には火災危険度3以上の世帯といったぐあいに、優先順位を決め、町内会やシルバー人材センターの会員を通じて行っております。

宮城県仙台市では、日常生活用具の給付事業として、寝たきり、ひとり暮らし、高齢者、障害者に対し助成を行っている自治体もあり、県内では能代市が、旧能代市内のひとり暮らしの高齢者、約2,000世帯のうち、年齢が高い順に100世帯を対象とした火災警報器の無料設置を始めております。当市の高齢者、ひとり暮らしを対象とした無料配布や半額助成についてのお考えをお伺いいたします。

4番の市民相談についてであります。

100年に一度という、近年にない世界的な不況のあおりを受け、経済的な理由での離婚やドメスティックバイオレンスといった、さまざまな問題が起きてきております。このような状況の中で、民間のA

パートの家賃では高過ぎることから、市営住宅への申し込みが殺到しているようであります。2月に行われた市営住宅の抽せん会では、約2倍の倍率であったとお伺いいたしました。横手市市営住宅管理条例10条には、市内に住居し、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める証人を連署するとされております。入居資格として、連帯保証人は2名、原則として市内在住の方、または親族、収入は申請者以上が必要となります。経済不況下の中では、親戚、知人などをお願いしても、連帯保証人になってもらえないというのが実情であります。さらに、連帯保証人の所得証明が必要であり、このことから市営住宅を諦めたケースもございました。

私は、合併前の平成15年3月定例会で、連帯保証人についての一般質問をいたしております。そのときの建設部長の答弁では、入居されてからさまざまなトラブルへの対応だとか、あるいは家賃が滞納にならないよう等々、大変重要な任務を持っているが、合併を見据えながら、地域要件緩和について、ぜひ検討していきたいとのことでありました。その後、どのように検討されているのか、前向きな答弁をいただければ幸いです。

さらに、例えば母子家庭またはDVの方への優先入居についてであります。特に、DV被害者への支援の取り組みでは、公営住宅の優先入居として、住宅法23条による対応として、単身世帯でも入居申し込みができる、福祉事務所等と連携して相談事案に応じているとあります。しかし、具体的な優先入居の取り扱いはない状況であります。県営住宅優先入居では、優先入居の方法として、県営住宅管理条例12条第2項に規定する、公開抽せん時において優遇措置として、抽せんにおける当選率を一般入居者の2倍に引き上げるとされております。このような具体的な取り組みより、ことしの2月に子どもさんを抱えられたヤングママが県営住宅に入居できることとなり、本当に心から感謝した次第でございます。

日々の市民相談の活動体験の中から、県同様の保証人1名、DV、母子家庭の優先入居の措置として、抽せん2回引き上げることについてのお考えをお伺いいたします。

最後に、このたび退職される皆様、長い間、本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。今後とも、ご指導のほど、よろしく願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ご清聴、大変にありがとうございました。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の定額給付金及び子育て応援特別手当の取り組みについてでございますが、当市においては、所得制限を付さずに支給する考えでございます。

2点目のご質問でございますけれども、定額給付金、子育て応援特別手当の両手当とも、原則として受給者が世帯主であることから、申請に訪れる市民の負担軽減、支給事務の効率化などの観点から、両制度を連携して支給事務を進めることとしておりまして、定額給付金等対策本部を本庁南庁舎に設置いたしまして、各地域局との連携を図りながら実施してまいります。各地域局に申請相談窓口を設置することはもとより、期間を設定の上、11班体制によります巡回窓口を設けるなど、きめの細かい対応も実

施し、漏れのない給付を念頭に、速やかに、かつ間違いのないよう対応をしまいたいと思います。なお、対応の詳細につきましては、3月下旬ないし4月上旬に予定しております申請書発送時までにお知らせをいたしたいと思います。

また、全市民に給付される定額給付金に対して、子育て応援特別手当は、支給対象が一部に限定されるため、制度内容を理解していただけるよう周知をしまいたいと考えております。

この項の3点目でございますが、定額給付金の給付時期にあわせまして発行するプレミアムつき商品券、ご指摘のとおり、県内でも幾つかの市で実施することで動いているようでございます。その概要でございますが、おおむねプレミアム分は10%というふうに向っておりまして、発行総額につきましては1億円から5億円までと開きがあるようでございます。実施期間は、おおむね4月から6月の間、実施主体は商工会及び商工会議所であります。エリアとしては、市全体で取り組んでいる市がほとんどでございますが、中には商工会と商工会議所でエリアが分かれているという市もあるようでございます。

ただ、その効果について疑問を提起する報道もあり、また大規模店舗の取り扱いなどの課題についても調整する必要がございます。実施に当たりましては、商工団体が主体となった取り組みが望ましいと考えておりまして、そのように実施される場合には、市としても十分な支援をしたいと考えております。何よりも、地域の商店街振興に寄与できること、経済波及効果が十分にあることが重要であると考えており、現在、各商工団体とさまざまな課題について意見交換を行っているところであります。今後、さらに関係機関と協議を進め、実施体制が整い、プレミアムつき商品券発行の効果が十分に期待できるようであれば、支援を実施したいと考えておるところでございます。

大きな2つ目の妊婦健診についてでございます。

母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性と必要性が一層高まっており、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っていかねばならないと感じております。

妊婦一般健康診査の助成は、これまで市の単独助成として3回、県の2分の1補助事業として4回、合計で7回の一般健康診査を無料で実施していただいております。県では、昨年10月、これまでの妊婦一般健康診査補助に加え、新たに3回を追加助成する子育てビジョンを示し、市においても、これを踏まえた妊婦一般健診の拡充を平成21年度当初予算に計上したところであります。

その後、国で平成20年度第2次補正予算において、妊婦健康診査9回分の支援が打ち出され、これに基づく妊婦健康診査臨時対策基金を県が創設したところであります。これを受けて、市においても平成21年度当初から、標準的な妊婦健康診査14回がすべて無料で受診できるよう準備を進めているところであります。これにかかわる必要経費については、今後補正予算で対応させていただきたいと考えておるところでございます。

さらに、国の妊婦健康診査臨時特例交付金は、平成22年度までの措置とされておりますが、市においてはそれ以降も継続して、14回すべてが無料受診できるよう、国、県の動向を踏まえながら、検討をしまいたいと考えております。

また、これまで出産のため、県外へ里帰りする妊婦に対して、妊婦健康診査の助成は行っておりませんでした。国の妊婦健康診査臨時特例交付金の適用を受け、平成21年度からは、里帰り出産する妊婦の健診についても助成対象とすることにいたします。

大きな3つ目の火災報知器についてでございますが、その現状と今後の取り組みについては、消防長から答えさせますが、後段の高齢者、ひとり暮らしを対象とした無料配布や半額助成について、この項について、お答えを先に申し上げたいと思います。

現在、当市のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は約6,400世帯に上り、対象世帯への助成は大変に難しい状況にあると考えます。火災警報器の設置につきましては、行政のみならず、民生児童委員の皆さんや、居宅介護支援事業所等、関係機関からの御協力をいただきながら、期限までの設置を呼びかけてまいります。

また、第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に掲げた「地域ささえあいネットワーク」の構築を通じて、設置促進に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後の4番でございます。市営住宅の入居について、お尋ねが2点ございました。

まず、現在、市営住宅の入居に際しましては、市営住宅管理条例で連帯保証人2名を必要といたしております。また、入居者の社会的責任を連帯し、入居者に事故ある場合の責任者であるとの考え方から、連帯保証人は、入居者の親族もしくは市内に居住する者といたしております。

親族の場合は市外居住者でも可能であり、実際に遠方の方のケースもありますが、緊急対応のために市内に居住する方の選任もお願いしております。もし、住宅使用料が滞納された場合は、連帯保証人に対し納入履行を求めることとなり、最近では滞納が増加する傾向にあり、リスクの分散を図るため、2名の連帯保証人の選任をお願いしております。

また、2つ目にありました優先入居についてでございますが、母子家庭、DV被害者のみならず、高齢者世帯、障害者世帯、父子世帯等のいずれも規則等で選考対象となっておりますが、入居申し込み者が募集定員を大きく上回っている現状では、優先入居の対応を今すぐ行うのは困難な状況であります。しかし、国でも一般住宅困窮者よりも優先して住宅の援助を行う必要があると認められており、市としても、対応を今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○高安進一 副議長 消防長。

○川村東吉 消防長 ご質問のございました、3項の1つ目、火災警報器の現在の設置状況と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。

住宅用火災警報器の既存住宅への設置につきましては、平成23年5月末までとなっており、全国的にも設置が進められております。

横手市の設置状況でございますが、平成20年の聞き取り調査の結果では、住宅用火災警報器を知って

いる世帯が約7割、設置している世帯が約1割となっており、まだ理解や設置が進んでいない状況であります。

住宅用火災警報器は、火災から大切な生命を守るためのものでありますから、今後も市報、ホームページの掲載や、火災予防組合研修会、救命講習会、出前トークなどを通じまして、あらゆる機会をとらえ、周知に努めてまいります。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） ご答弁、大変にありがとうございました。

それでは、定額給付金及び子育て応援特別手当の取り扱いについて、具体的にお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、所得制限は付さないということで、本当にありがたいというふうに思っております。そして、対策室、相談窓口もしっかりと対応していくという方向でありますので、何とぞこの点についても、よろしくお願いいたします。プレミアムつき商品券については、今後とも十分な、やるとすれば商工会議所への支援をしていきたいという方向でございますので、この3点についての具体的などころをこれから質問していきたいと思っております。

それでは、今後の給付スタートへの一連の流れを先ほどもお伺いいたしましたけれども、対象者でありますけれども、すべての国民が対象でありますけれども、例えばことしの2月1日以降に生まれた子どもさんへの対応だとか、例えば申請中の方が亡くなった場合、どのような支給の対応になるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基準日が2月1日ですので、2月1日に生まれている方まで、それから2月1日に亡くなった方までということになりますので、よろしくお願いいたします。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） やはりこの部分については、きょうの魁新聞にも載ってございましたけれども、三種町ではすべて出すという方向でありましたので、この部分については検討するという方向はないものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 定額給付金等については、あくまでも国の基準に従って、国から交付されるお金で進めたいというふうに思います。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） それと、18歳以下または65歳以上の方は、1万2,000円プラス8,000円がされるわけですが、そのことについては、自分が対象になるのか、ならないのかということが、具体的にわかっていらないと思うんですが、こういった場合の申請の方法はどのようになるのかということと、それと、例えば定額給付金と子育て応援特別手当の書面が2枚配布されていくのか、

お伺いしたいと思います。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今、その時期にはっきり行えるかどうかというのは、まだあれなんですけれども、3月下旬から4月上旬ごろに申請書を発送しますが、その中に65歳以上と18歳未満の方の内容をちゃんとわかるように説明していきます。それから、定額給付金と子育て支援手当は別々の封筒で発送しますので、わかりやすいように、間違わないように進めたいというふうに思います。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） プレミアムつき商品券についてでありますけれども、商工会議所、相手があるわけでありまして、この部分について、もし商工会議所のほうで実施はしないというような方向になった場合に、市ではどのような対策をとられるというふうに考えていらっしゃるのか。それとも、実施の方向で商工会議所のほうに申し込まれているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○高安進一 副議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 先般、商工会議所と、それから3つの商工会とお話し合いを持ちましたが、いずれ今詳細についていろいろ、それぞれの団体で検討中でございます。この後、再度また一緒になって検討していきたいというふうに考えております。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 プレミアム商品券の発行は、あくまでも商工団体をお願いしたいというふうに思っています。ですから、商工団体が主体的に取り組む場合には、先ほど市長が申し上げましたとおり、可能な限りの支援をするということでありまして、仮になかった場合に、市で発行するというようなことは、今のところは考えておりません。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 私は、この部分については、商工会議所というよりも市が方向を示さなければ、なかなか商工会議所のほうでやるというような方向にはならないんじゃないかというふうに考えておりますけれども、その部分については市としてはどのように考えているのか、方向をお伺いしたいと思います。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 定額給付金そのものは紆余曲折あったわけでありまして、最終的に地場の消費を喚起するという大きな目的が、現在、主流ではないかなと思っております。そういう意味で、地場のお店の売り上げ増進につながることをねらってやろうとするのであります。それを担う立場にある商工関係団体が主体的に取り組むのが自然であろうと思います。もちろん、そのためのその調整に要するエネルギーというのは、市も使ってまいりたいというふうに思います。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 今、国からは相当の、例えば生活対策臨時交付金約11億2,000万円ですね、

そういうふうにして来ますし、雇用対策としても5億円近いお金が来ますし、そういう中で、国ではそういうふうにする場合は使ってもいいですよと、プレミアムつきの商品券に使ってもいいですよというふうなお金があるんですけども、生活対策臨時交付金について、例えばそういう検討がなされたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○高安進一 副議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 先ほども申し上げましたが、会議所と商工会、4団体ございますが、話し合いを行っております。この後、先ほど市長がお答えのように、商工団体のほうが主導されてというような前提のもとに、再度話し合いを継続したいということを考えております。

以上でございます。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） やはり、今本当に1世帯3人の方が職を失ってしまうという、大変なそういう時期に、これだけの大きなお金が来るということは、本当に助かることでありますし、どうしたら横手市が本当に、それが全部使っていただける方向になるのか、どうなのかということ、やはり真剣に考えていかなければならないときであると思っております。ですから、どのようにしたら、こういう国の対策に乗っていけるかということ、もう少し真剣に考えていただきたいというふうな、連携の上で、実施の方向で検討していただければと、このように思います。

それで、2番の妊婦健診についてでありますけれども、平成21年度は14回全部やっていただけるということで、非常にありがたく思っております。その後、それ以上も検討していくということで、本当にありがたく思っております。この里帰り出産においても対象になるということで、心から感謝を申し上げます。何とぞ、よろしく願いいたします。

それで、3番目の火災警報器についてでありますけれども、昨年の1年間の火災調べによりますと、56件中33件が建物火災でありましたけれども、火災警報器設置件数はゼロ件でありました。災害弱者の火災発生件数は4件、亡くなられた方1名、けがをなされた方が4名となっております。心からお見舞いを申し上げます。

この調査結果から、高齢者の緊急度の高いところから無料配布や半額助成を、私はしていくべきだと、このように思います。こういう部分を、先ほども申し上げましたが、やっぱり生活対策臨時交付金に使ってもいいということになっていますので、こういうところにも、ソフト面を検討されているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○高安進一 副議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 平成21年度の交付税には、議員がおっしゃいますように、4億8,100万円ほどの地域雇用対策費が算入されております。本来、交付税は何に使ってもよいのが交付税であります。総務省の考えでは、この4億8,100万円については、まだこれは、はっきりと情報が入ってはおりませんが、後で何に使ったのかという追跡調査もするような話もなきにしもあらずですので、そこら付近は考

えなければならぬのかなと思っておりますが、先ほどのプレミアム商品券にも通じますが、要は財源をどうするかの問題より、例えばプレミアム商品券を発行することが、その地域経済の波及効果にいかにか有効であるのかないのか、その検証がまず第一にあるべきだろうと思っております。

それから、市側が主体で行うより、その関係者である商工会、商工会議所さんがいかに意欲を持って取り組む姿勢があるのかないのか、それが大事ではないのかなと思っております。

それから、先ほどの火災報知器の件についても、それがその世帯、高齢者世帯のみにそういう火災報知器を無料でやること自体がいいのか悪いのか、そこら付近も検討しなければならないと思っておりますので、いずれにせよ4億8,100万円については、その用途については考えてみたいと思っております。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 事実、やはり設置されていなくて亡くなられた方もいらっしゃいますし、昨年の暮れでありましたけれども、そういう本当に大変な現場を見ております。ですから、やはり真剣にこういうところも、こういう結果から、ぜひ高齢弱者と言われる方々に設置をしていただければというふうに考えております。

さらに、地域によっては集落でまとめて購入したいとの相談がありますけれども、例えば入札などを設けて、まとめて市で買って、それを提供するというような、そういう考えというのはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 火災警報器は、警報器によって命が助かったというのも事実ですが、その警報器そのものと、それからやっぱり一人一人が自分の命は自分で守らなければならないという意識の涵養などもしていかなければならないというふうに思いますので、助成してつけばいいということではなくて、その警報器を周知する中で、自分の命はやっぱり自分で一生懸命守る方法を自分なりに考えるんだということが、一番大切なことではないかなというふうに思っています。

それで、入札の件であります。市がまとめ買いをしてやるということは、不可能ではないかと思っておりますが、火災警報器を販売している市内の業者はたくさんあります。それで、仮に入札をして1カ所とした場合には、もしかすれば大手の家電とか、あるいはホームセンターとかそういうところが実際には強いのではないかなと思っておりますが、そういうやり方をするのが、例えば地域経済にとっていいのかどうかということも非常に課題になります。今、消防も一緒に出前トークで回って歩いているのは、それぞれのお店でまとめ買いをすれば安くするというふうな取り組みを既にしてしておりますので、そういうふうなものも周知しながらやっていますし、ある火災予防組合では、自分たちでまとめ買いをして、半額までは行きませんが半額近くで買ったとか、そういうこともありますので、そういうことも周知しながら、店に相談すればまとめ買いは必ず安くなるようでありますので、その辺のところを十分周知して、それぞれに対応をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○高安進一 副議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） ありがとうございます。

最後に、市民相談についてのDVの優先入居についてでありますけれども、やはりこの部分においては、国のほうからも通達が来ているということで、非常に大事な部分でありますので、ぜひ優先入居について検討していただきたいと思います。

以上であります。

○高安進一 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後3時15分といたします。

午後 2時55分 休 憩

午後 3時16分 再 開

○高安進一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤清春 議員

○高安進一 副議長 23番佐藤清春議員に発言を許可いたします。

23番佐藤清春議員。

【23番（佐藤清春議員）登壇】

○23番（佐藤清春議員） 会派新政会の佐藤清春でございます。

皆さん、大変お疲れだと思いますけれども、私、最後でありますので、どうか終わるまでお付き合い願えれば、大変ありがたいというふうに思います。ですから、前置きを抜きにして、早速質問に入りたいというふうに思います。

それで、通告しておりましたけれども、前に質問された方々と重なる部分が結構ございますけれども、その重複する部分は重要な部分であると、期待度も大きいというふうな意味も込めて、あえて私は質問いたします。ですけれども、執行部においては、重なる部分は簡略、明解にご答弁をいただければ大変ありがたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1つ、職員の綱紀粛正についてであります。

平成17年10月に合併以来、毎年のように発生する職員の不祥事に、市民の怒りは頂点に達しております。と同時に、チェック機能を果たすべき議会は何をやっているんだという市民の怒りの声が聞こえてくるようであり、市政運営の一翼を担う立場の1人として、現状を憂う一方で、再発防止に向けた取り組みを示すことが、市民への信頼を少しでも取り戻すことにつながるの思いから質問いたします。

市では、昨年10月、横手市職員コンプライアンスマニュアルと横手市職員の懲戒処分等の指針を作成し、不祥事防止に向けて取り組んできたようではありますが、効果のほどは疑問です。確かに、個人のモ

ラルの問題ですから、幾ら周囲が最新の注意を払っても、完全になくすのは難しいかもしれません。しかし、絶対にあってはならないことであり、なくす努力を怠ってはなりません。一度失った信頼を取り戻すには、並大抵ではないと思いますし、相当の荒療治が必要だとも思います。市長は、市民の信頼回復に向け、どういう再発防止策を考えているのか、あわせて、自身の責任についてはどう思われているのか、お伺いいたします。

次は、自主財源の確保についてであります。

平成21年度の一般会計予算総額は472億9,200万円で、前年度と比較して8,000万円、率にして0.2%増とのことですが、その中の市税では、前年度と比較して4億4,110万円、率にして5%減の83億6,009万円の見込みは、今の経済状況の影響を考えると当然のことだろうと思いますが、唯一の自主財源である税収の確保は基本中の基本との思いから、次の2点について質問いたします。

その1点目は、県内25市町村の中でも決して高くない本市の税の収納率、貴重な自主財源である市税の収納率を上げるために、市では平成18年度に収納率向上対策委員会を立ち上げ、定期的な収納活動や滞納整理のための差し押さえ等を行ったようですが、どれほどの成果が上がったのか、数字で示していただきたい。また、年々ふえ続ける累積滞納額は、平成19年度で約8億2,800万円、徴収には納税者の税についての正しい理解と協力が不可欠であり、納税意識の啓発は当然ながら、未納者に対しては、納税者の公平性の観点からも強い姿勢で臨むべきと考えます。

また、聞くところによりますと、県では税の滞納に悩む市町村とともに、地方税滞納整理機構という専門組織を検討しているようで、その中身は専門知識と経験のある県と市町村の職員で構成し、再三の催告に応じないケースや高額滞納事案などを引き受け、差し押さえや公売を行うためのもので、全市町村に呼びかけるとのことです。この機構への参加の是非も含め、自主財源の主要部分を占める税の徴収について、どのように対処をしようとしているか、お伺いします。

2点目は、現在、市が所有する行政財産、普通財産は、管財課、地域局、部局など直接関係する部署がそれぞれ管理しており、土地の借り上げや市有物件の貸し付けなどもそれぞれの担当において行っているようですが、市有物件の数は相当数あり、どこに所在するか担当でなければわからない状態よりも、一括して管理することで所在の確認が容易になり、賃借料金の平準化に向けても検討しやすくなり、結果的に経費節減につながると思うがどうか。また、現在はもちろん、将来的にも市が使用する可能性が極めて低い遊休財産、例えば小面積あるいは不整形な土地で、だれが見ても利用価値が見出せないような土地については、無償で譲渡するか、低価格で払い下げしてはいかがか。いつまでも持ち続け、草刈り等の管理費をかけるより、処分することで管理費の軽減を図るべきと考えるが、いかがか。

行財政集中改革プランでの遊休地の売却目標1億円は、既に達成しているようで、その売り上げ収入は、結果的に市民サービスに生かされるわけですので、一層の処分努力に期待するところであり、貴重な自主財源確保のための積極的な遊休財産の整理について、市長のご所見を伺います。

3つ目の農業振興について質問いたします。

100年に一度と言われる経済不況の中で、今農業に熱い視線が集まっている。農業を基幹産業として位置づけし、食と農からのまちづくりに力を入れている我が市においても、今を好機ととらえ、足腰が強く、継続可能な横手式農業のさらなる拡充に向けた取り組みに大いなる期待を込め、以下の5点について質問いたします。

まず、1点目は日本の農業・農村を守るため、あるいは日本の農業発展のためにとの農政も、現場の農家からは余り評価されず、逆に猫の目農政とやゆされながら、それでも憶することなく40年も続いた減反政策、そしてここに来て、石破農水大臣の見直し発言をきっかけに、その生産調整の選択制という言葉がひとり歩きしております。

これまで、不公平感を抱きながらも生産調整に協力してきた農家の心情から、慎重な議論を望むものでありますが、このことは今後、市が推し進める施策に大きくかかわる問題ですので、この生産調整の選択制についてのご見解を伺います。

2点目は、恐らく担当する職員ですら、ついていくのに苦労しているのではないかと思うぐらい、次々と出される国の農業政策、新年度は食料自給率の向上に関する対策に力点が置かれているようであり、水田等有効活用促進交付金あるいは耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、さらには施設整備を支援する新規需要米生産製造連携関連施設整備事業等の新たなメニューが加わりましたが、どちらかと言えば、今までは生産する側への支援が多かったわけですが、例えば新規需要米については、消費の普及拡大の支援にもっと力を入れるべきとも考えますが、耕作放棄地再生利用緊急対策等の新規対策への取り組みについてお伺いいたします。

3点目は、集落営農組織の法人化に向けた具体的取り組みについてであります。

19年度から始まった経営安定対策で、市は3年間で100組織の目標を掲げ、2年目における平成20年度、集落営農組織が74、ぜひ目標が達成されることを望むものですが、5年後の法人化についてはなかなか進まないのが現状のようであります。集落営農設立時から、法人化には消極的な意見もあっただけに、進まぬ法人化は予想されたことかもしれませんが、高齢化のさらなる進展に伴い、地域農業の担い手として、また新規就農や雇用の受け皿としても期待される集落営農組織の法人化に向けた市の対応をお伺いします。

4点目は、農家の所得向上、後継者の育成、農業での雇用の創出、あるいは地産地消の拡大などには、どうしても年間を通して、生産や加工、販売に取り組める通年型農業を定着させる必要があります。

我が市では、花き、季節野菜、菌茸、あるいは加工などを通して、通年型農業を実践している方々がたくさんおりますので、身近な実践例を参考にし、特に冬季農業に厚い支援をすることが横手市農業の発展につながることでありますので、冬季農業に特化した市独自の対策がとられないのか、お伺いします。

5点目は、大雄堆肥センターの稼働率の向上のために、どのような対策を講じようとしているのか、お伺いします。

市の緊急雇用経済対策で、1名の方を今後3年間の予定で雇用するようではありますが、この雇用が稼

働率向上に結びつけるためのものであるかどうか、10億円の事業費をかけた循環型リサイクル施設が5割にも満たない稼働率とは驚きでありました。

作物を育てるには土づくりが基本であり、その土づくりに欠かせないのが有機質肥料であり、堆肥であります。消費者の安全・安心に答えられる作物をつくるためにも、最近の肥料高での生産者のコスト低減につなげるためにも、堆肥の需要は今後ますます高まることが予想されますので、堆肥の生産普及拡大にはもっともっと力を注ぐべきであります。市長の見解をお伺いします。

次は、最後の質問になりますが、小中一貫教育についてであります。

子どもは家の宝であり、地域の宝であり、国の宝でもあります。その子どもたちが健やかに成長し、将来、立派な大人になってほしいとの願いは、家庭においても、学校においても、地域社会においても同じであると思います。

将来、立派な社会の一員になれるよう、子どもたちを大切に育て、教え導き、そして温かく見守る、最も長い期間が小学校6年間、中学校3年間のいわゆる義務教育と言われる9年間だと思います。その大事な9年間のあらゆる教育環境を整備することは、とても重要なことでもあります。その中で、学校の統廃合については、それぞれの地域に住む方々が、地域のシンボリック的存在である学校がなくなることへの抵抗感はあるけれども、子どもたちが成長していくためにプラスになるのであればとの思いで理解を示してくれるのだろうと推察いたします。

さて、6・3制の学校教育の中で、心配がないのかと言えないわけではなく、一番に挙げられるのが環境の変化に対応していけるだろうかということだと思います。中1ギャップという言葉があるようで、中学校入学時の不安や学習意欲の低下、あるいは中学校で急激にふえるいじめや不登校、我が市でも例に漏れず、不登校の子どもの数は、小学校に比べると中学校のほうが2倍から3倍の数に上っているようであります。

先月、私どもの会派で訪問した呉市では、平成12年に文部省研究開発学校の指定を受けたのを契機に、研究、実践を重ね、平成20年4月から呉市立小学校56校、中学校28校のすべての学校で4・3・2区分による小中一貫教育を実施しておりました。中学校入学時の人間関係に対する不安の減少、いじめや不登校の減少、学力の向上、そして教職員の意識の変化等々、どんな新しいシステムも完璧なものはありませんと言いつつも、確実な成果を上げておられました。

我が市でも、小中連携をさらに発展させ、将来に向けて小中一貫教育を取り入れる考えはないか、お伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わりますが、新政会のメンバーを代表し、この3月をもって退職される市職員の皆様に対し、長年にわたるご尽力、ご労苦に対し、深く感謝申し上げますとともに、心から慰労申し上げたいというふうに思います。

今後とも、市政発展のために、ご支援をお願いするとともに、ご健康で充実した人生を送られますよう、心からお祈り申し上げます。

終わります。ご清聴、ありがとうございました。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、職員の綱紀肅正についてのお尋ねがございました。昨日来、何度かご答弁を申し上げているところでございますけれども、改めて、たび重なる不祥事につきましては、まことに申しわけなく、そして市民の信頼を回復することは、並大抵のことではないということを強く感じておる次第でございます。ご質問のとおり、職員の意識改革なくして信頼の回復はあり得ないものと考えておるところでございます。そういう意味では、私の責任のとり方は、そのような再発防止に向けたさまざまな取り組みを今いたしております、またこれからしようといいたしております、そのことの実現に一生懸命努力することが、私の責任のとり方だというふうに思っている次第でございます。既に、具体的な部分については答弁申し上げましたので、重複は避けたいと思いますが、精いっぱい努力をしまいたいという次第であります。

2つ目の自主財源の確保についてであります。

滞納分を含みます収納確保に向けた取り組みの主な活動につきましては、第1に市長部局の課長職以上で構成いたしました市税等収納率向上対策委員会による活動を、5月、8月、12月の3回行いまして、2,591万7,499円を収納いたしました。第2点については、県内外転出者等への訪問徴収を6月から8月にかけて5回行い、270万3,460円徴収いたしました。第3に、今年度より県の職員短期派遣事業を導入いたしまして、7月から12月までの半年間で、預貯金の差し押さえなどを実施しながら、3,088万5,468円を、また差し押さえ財産の現地公売及びインターネット公売を実施いたしまして17万46円を、合計で5,967万6,473円収納いたしております。

しかし、景気の低迷等によりまして、滞納額及び滞納者は年々増加傾向にございまして、またその滞納事由も多様化していることから、なお一層の効果的な対策が必要と考えているところでございます。市政運営を行っていく上で、自主財源の確保は重要な課題であります。また、税の公平、公正の観点からも収納確保に向けた取り組みは極めて重要であると認識しております。現下の厳しい経済情勢や景気動向を十分に把握した上で、地方税法や関係法令等に基づき、適正かつ厳正に対処していきたいと考えております。

さらに、本年度、新たに実施しました現地公売やインターネット公売の継続実施、口座振替利用の推進を図ることはもちろんであります。ご指摘にございましたとおり、県が設置を検討している地方税滞納整理機構については、税の公平の徴収原則や専門組織による取り組みなど、大変に合理的と考えておりますので、設置された場合には、参加に向け、前向きに検討してまいりたいと考えております。

この項の2つ目に、市財産の一元管理と遊休財産の積極的な整理というご指摘でございました。

これにつきましては、行政目的が明確になっている土地や建物などの行政財産はそれぞれの所管課で、その他の普通財産は管財課で管理いたしまして、さらにそれらの統括を管財課で行い、所管していると

ところでございます。学校、消防、福祉施設、市営住宅などの行政財産を活用して、市の行政サービスを円滑に実施するためには、サービスを実施する部局で管理する現行の手法が効果的であると考えております。しかし、土地借上料の算定基準が不均一であるなどの課題もあることから、市有財産の管理や運用方法に関する統一的な基準の設定に向け、市民の皆様のご理解をいただきながら均衡を図ってまいります。

遊休財産の積極的な整理につきましては、総務省より、平成20年度の決算から新地方公会計制度に基づく資産、債務の実態把握とその公表を求められているところであり、平成21年度から売却可能資産の状況報告を初めとして、5年程度の段階的な市有財産の資産評価を実施して、公表してまいります。

こうしたことから、市が所有しており、その使用目的のない、いわゆる遊休財産についても、その詳細を公表する予定でありますので、積極的な売却促進を柱とする計画を定め、行財政改革大綱や行財政集中改革プランと一体となった事業実施に取り組んでまいります。

大きな3番の農業振興についてのお尋ねの中に、1点目の生産調整の選択制についてのお尋ねであります。本日の一番最初に、上田議員に答弁申し上げたところと同じでございますが、大変な戸惑いを持つ方、農家が多いというふうに思っておりますので、これに対しましては国の動向をよく見きわめながら、国に対しても、現場の声を十分に聞き取り、反映した政策を実現してもらうよう働きかけをしてまいりたいと、そういうふうを考えている次第でございます。

この項の2つ目の新規対策への取り組みについてでございます。

平成21年度、新たな対策となる水田等有効活用促進対策についてであります。米粉、飼料用米、大豆などを食料自給力、自給率向上のための戦略作物と位置づけ、その面積拡大部分について助成が行われることになっております。米粉、飼料米については、県の補助金等も合わせて10アール当たり8万円、大豆については最高で6万4,000円が交付される予定となっております。

平成20年度の状況でございますが、米粉が1.5ヘクタール、また飼料用米については40アールの作付がございました。平成21年度、飼料用米については20ヘクタールほどの作付が予定されておりますので、拡大部分について、この対策の交付金を活用し、取り組み農家の所得向上を図ってまいりたいと思っております。また、米粉については、製粉業者との契約や取引可能数量などの問題もあり、現段階では作付見込みを立てられない状況にありますが、今後の集落座談会を通じた事業説明の中で、農家からの作付希望がある場合は、JAとの協議の中で製粉業者の紹介等の対応を行っていきたいと考えております。また、大豆等については、集落営農等の取り組みの中で平成21年度も作付拡大が見込まれますので、本対策の活用を図ってまいりたいと思っております。なお、本対策の交付金と産地確立交付金の併給はできないことになっておりますので、既存面積と新規拡大面積を区分けした中で、両交付金の有効活用に努めてまいりたいと思っております。

この項の3番目、集落営農の法人化に向けての対応についてのお尋ねがございました。

これも、部分的に既に答弁したのものもあるわけですが、法人化がなかなか進まない理由の中に、

収益性の高い作物を作付するなど、農業経営の複合化を進めていくことのネックがあるというふうに理解いたしております。一部の集落営農では、経営所得安定対策の水稻のならし対策や大豆のげた対策等の交付金の単なる分配組織のままでよいと考えているところもあるようであります。

このように、組織として複合化に向けた意欲が低かったり、またリーダーが法人化を目指したいと考えていても、その構成員との考えに大きな隔たりがあることなどから、進まない理由が挙げられるところがございます。

法人化のメリットは言うまでもなく、経営責任の明確化、経営判断の迅速化、農地等の権利及び財産の取得や雇用を含めた給与福利厚生面の充実、税法上の優遇などが挙げられるわけでございます。市の法人化への取り組みにつきましては、県、JA等で構成する横手市地域担い手育成総合支援協議会におきまして、これも先般来、説明申し上げています集落営農のための横手塾の開催等を通しての研修によりまして、研修を行っておるわけでありまして、参加者が現状において少なくなっているところがございます。この21年度におきましては、この内容の精査、見直しを行いまして、参加者をふやす努力をしてみたいと、また関係機関の役割分担を明確にしながらの参加呼びかけということの徹底も図ることとしていただいております。また、ブラザー制度という呼び方をいたしておりますが、先輩法人組織が出向き研修を行う制度、研修というものも実施してみたいと、検討してみたいと思っております次第でございます。

いずれにいたしましても、集落営農組織内で5年後、10年後の地域農業や経営をどのようにするかという地域のビジョンを十分議論できる環境づくりが重要でございまして、地域協議会を構成する関係機関が連携いたしまして、法人化に向けた支援を推進してみたいと思っております。

この項の4番目に、通年型農業の強力な推進をというご指摘がございました。

市全体といたしましては、菌床シイタケ製造施設や一部の施設園芸農家を除きまして、このような取り組みは少ない現状にあるわけでありまして、ご指摘のとおり、市の農業振興を図るために、通年型農業はぜひとも推進しなければならない課題であると認識いたしております。市といたしましては、ハウスなどを利用した冬季の花き、山菜、野菜の栽培農家へ、国、県等の事業を活用し支援するとともに、本市に最も適した通年農業の営農類型につきまして、産業経済部内でプロジェクトチームを既に立ち上げ検討しておりまして、平成21年度に農家の皆様にそのプランをお知らせする予定であります。

5番目に、大雄堆肥センターの稼働率向上のための対策についてのお尋ねがございました。

畜産農家からの畜ふんと家庭等の生ごみを堆肥化し、健全な土づくりと安全・安心な農作物の生産を目的とする資源循環型施設でございます。その製造いたしました堆肥類は、JA秋田ふるさと、JAおものがわの各資材センターを通しまして、市内外の農家や家庭菜園を営んでいる一般家庭に販売されております。

しかし、ご指摘にもあるところではありますが、平成17年4月から開始し、間もなく5年を迎えようとしていただいておりますが、販売量は設置当初計画時の30%ほどに低迷している状況にあります。こうしたこ

とから、新年度においては、営業担当職員の配置や堆肥散布期の追加購入による堆肥の無料散布サービスを計画、実施し、販売の拡大を図りたいと考えております。

安全で安心な横手市の農産物生産には、堆肥の使用は不可欠と考えますので、堆肥原料の確保に努めるとともに、今後は各JA等と一体となり、堆肥を十分に活用した有機農業の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。大雄堆肥センターは、その中核的な供給施設として活用してまいりたいと考えております。ご協力をお願い申し上げたいと思います。

最後の4番目につきましては、教育長のほうから答弁をしていただきます。

以上であります。

○高安進一 副議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 小中一貫教育についてのお尋ねがございました。

横手市では、平成17年の合併以来、学校教育の重点目標の1つに小中連携の推進を掲げて、学習指導や生徒指導の改善に取り組んでまいりました。例えば、中学校区ごとに校内研究会へ互いに参加し合い、指導のあり方や指導技術などを学んだり、子どもの発達段階の特徴を把握したりするなど、研究を継続しております。また、現在、雄物川地域では、文部科学省の小中連携教育実践研究事業の研究指定を受け、雄物川中学校区の4校が授業研究、生徒指導、児童生徒交流の視点から合同で研究を進めており、この研究の成果も全市に広げてまいりたいと存じます。生徒指導面においては、中学校区ごとに生徒指導連絡協議会で、不登校も含めた生徒指導のきめ細かな対応や未然防止に向けた小中連携のあり方について研究し、いわゆる中1ギャップ等の解消に努めておるところであります。

これらの取り組みは、9年間のスパンで系統的かつ連続性のある教育を行う、そのことで子どもたちに楽しい、充実した学校生活を送る中で、確かな学力やたくましさを身につけるということがねらいでありまして、いわゆる小中一貫教育と、そのねらいとするところに共通するところは大きいのであります。これからもこれまで進めてきた小中連携の強化のさらなる充実を目指しているところであり、当市における学校施設等のハード面、地理的条件等ソフト面を総合的に判断したとき、6・3制の枠組みをとらえ直す小中一貫教育ということは、今のところ考えておりませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

○高安進一 副議長 23番佐藤清春議員。

○23番（佐藤清春議員） 1つ目の職員の綱紀肅正についてでありますけれども、まず、みずからの責任についてということで、市長はこれから再発防止に向けて一生懸命取り組んでいくということでありますけれども、実は過去に、平成18年の5月臨時会の際に、市長はそれまでの職員の2件の事件に関連しまして、減給100分の10、1カ月、当時の助役さんも同等の処分を科したというふうな事例がございますけれども、その当時と今の状況がどのように変わったというふうに判断しておられるのか、それが1点であります。

それから、これは提案ですけれども、職員のモラルということに尽きるには尽きるんですけれども、やはり市の職員として定期的な異動もございます。しかしながら、やっぱり職員はあくまでもその中にあって、例えばほかの企業に出向するとかという例が余りございませんので、今の緊張感の欠如した状態を少しでもいいほうにつなげるという意味から、幹部職員に外部から、いわゆる民間から起用するというのも一案だというふうに私は思います。

例えば、民間の方であれば、市民に対するいわゆる接し方、これはもう基本原則ですので、ある民間の方に言わせると、職員の市民に対する接遇の仕方が余りよろしくないというふうな声も伺っております。だから、外部でいろいろ経験された方を幹部職員に採用することによって、職場の雰囲気が、緊張感が私は高まるのではないかというふうなことも考えますので、このことについてはどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2点、お尋ねがございました。

まず、私自身の処分の問題でありますけれども、自身の減給処分と今後の再発に向けて最大の努力をすることに、どちらが重いか軽いかというのは、私にも判断できないところでございます。それは、市民の皆さんにお任せするしかないことなのかなと思います。ただ、これだけ続きますと、処分は何回しても効果ないということになりかねない、それは非常にぐあいの悪い話でありまして、再発防止に取り組むこと以外のそれ以上の処分はなかなかないのかなと、これは最もつらい処分だと実は思います。また、起きるかもしれないわけでありますから。そういう意味では、大変厳しい質問いただきましたけれども、答弁もそういう厳しい答弁しかできないのかなというふうに思います。ご理解いただけるかどうか分かりませんが、私はそのように思っております。

それから、幹部職員に民間から登用ということでもございました。職員の仕事における対応が適切でないというようなことが背景にあるというふうにお聞きいたしました。

確かに、一部ではありますけれども、私のところに頻繁にメールが市民から寄せられます。職員の仕事に取り組む対応が非常に問題だというさまざまなケースについて、その真偽のほどは定かでないものも含めてでありますけれども、ございます。これについては、その都度、詳細に調べて、返信可能なものについてはこういう対応をしたと、調べて事実であったとするならばこういう対応をしたと、確認できなかったからというふうなのとか、さまざまなそういう対応をして返信はいたしております。

そういうのを聞くにつけ、あるいは部下からの話の報告受けるにつけても、残念ながら仕事を進めていく上での力が足りない職員、能力が足りないのではなくて、仕事の進め方の対応力が足りない職員が少なからずいるということは自覚をいたしております。これにつきましては、折に触れて、それぞれの担当する部局長にはきつく指示をいたして、その育成方、指導、注意喚起、これに努めてまいっているところでございます。しかし、完璧に浸透しているかという点、心もとないところもございます。

これは、引き続きしていかなければならないことだなというふうに思っている次第でございますが、

そういう中でショック療法ではないのでありましようが、民間から、あるいは外部からそういう方をお招きするという事は、一定の効果はあるようにも思いますが、ただ詳細な検討をしたことないので、にわかには申し上げるのは適当でないのでありますが、ショック療法というのは、ごく限定された短期間にしか効かないと思います。永続的に、持続的にその効果を発揮するには、組織の内部から変われるようなものがないといけない、組織の新しいDNAとならなければいけないというふうに思います。

そういう意味で、まことにまどろっこしいところもありますが、行政経営理念あるいは行動指針を制定した中で、みんなで仕事する上での心がけ、念仏唱えようという工夫をいたしております。即効性はなかなかないところがございますが、そういうことをする中で、我々は何のために、だれのために仕事をしているかということを確認し続けることが、まさにし続けることが必要ではないかなと。もちろん、場面場面に応じて外部からの教育、時折の刺激策というのが必要だということは、私もそのとおりだと思います。そういうことを織りまぜながら取り組むことが重要だというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○高安進一 副議長 23番佐藤清春議員。

○23番(佐藤清春議員) それで、2つ目の自主財源の確保に関してですけれども、行政財産と普通財産があるというふうなことを聞きましたけれども、その行政財産の中で一番筆頭に挙げられているのが、それはもちろん庁舎であり、あるいは学校でもあるというふうに思います。今、統合して廃校になる学校がこれからもまた出てくるわけですが、以前はいわゆる利活用というふうなことで検討しながら、必要のないとか、利用者の要望のない、あるいは自分たちで内部で検討して必要がないというふうな判断をした場合は、解体するのが原則だというふうなお話も伺っておりますが、基本的考え方は私はそれでいいのかなというふうにも思います。

ただ、このたび廃校になった川西小学校については、聞くところによりますと、民間の企業がそれを使いたいというお話があるというふうなことをお伺いしましたが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。もし、わかっておりましたら、まず教えていただきたいというふうに思います。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長

○高安進一 副議長 大森町区長。

○赤川進 大森町区長 今のお話ですが、実はヌイテックコーポレーションという会社がございます。大体300人ぐらいの大森の工場ですね。中小企業には該当しない、大企業の範疇に入る企業です。そこから、工場長さんが見えられまして、ちょうど半月ぐらい前の話です。実は、倉庫として川西小学校をお借りできないだろうかということで話がございました。それで、産業経済部の商工の部課とかにも私のほうから話をしていました。それから、管財のほうにも、担当のほうにも話をしていました。

それで、検討してくださいということで、お話は本庁のほうにしております。実際はそういう内容で

ございまして、まだ実際、小学校がまだ学校として使われておりますので、どういうふうな返事をするかどうかということは、現段階では申し上げることも、できることでもございませぬ。そういうふうなことで、今のは内部的にそういうふうな話はしております。

ただ、事務レベルでの判断でございますけれども、こういうふうな経済状況にございまして、そういう協力の仕方もあるかなと、こういうふうな考えを個人的には持っております。

以上でございます。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 私の情報収集不足から、大変ご迷惑をおかけしました。議長にお許しを得て、私の発言は取り消しをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○高安進一 副議長 暫時休憩します。

午後 4時11分 休憩

午後 4時12分 再開

○高安進一 副議長 じゃ、再開します。

それでは、改めて申し上げますけれども、先ほどの総務企画部長の答弁を削除するというので、皆さんの了解を得たということで、取り消しさせていただきたいと思っております。

それでは、改めまして、23番佐藤清春議員。

○23番(佐藤清春議員) まず、行政財産には、もしかすればいろいろひもつきというふうなことで、なかなか処分できない場合も想定されますけれども、こういった事例を参考にして、この後、特に優先はその地域に住む方々、あるいはそれに関係する方々の利用、使用というのが優先されるとは思いますが、その方々の必要度が少ない場合は、こういった方法も当然考えられるわけですので、まず今回の事例を今後の参考に生かしていただきたいというふうに思います。

それから、堆肥センターについてですけれども、私は50%にも満たないというふうな言葉を使いましたけれども、30%とは余りにも、それこそ驚きであります。今、例えば新年度から始まる耕作放棄地等の施策がありますけれども、それには土壌改良材への助成金もございませぬ。そして、将来ごみ施設等のことに関連しても、例えば生ごみについても、結局、堆肥にできるとすれば、ごみ処理施設への搬入量も減らすことができるということですので、今30%からいきなり急激に上げるということは無理かもしれませんが、これはせつかく高額な税金を投入してつくった施設ですので、ぜひ関係者の方々の努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、小中一貫教育についてですけれども、これは前回、小中一貫校ということで、我が会派の土田祐輝議員も質問して、その際に教育長からの答弁もお伺いして、頭には入っておりましたが、一貫校という同一施設内という考え方でなくて、今の連携を一步発展させた考え方ですけれども、やはり

我々が育つ時代と6・3制は今でも変わっていないというこの実情からして、やはりその時代に合った教育方法が必要でないかというふうな観点から質問させていただきました。教育長の考え方はわかりましたけれども、私はこれはいいやり方だということは今でもそう思っておりますので、ぜひ将来に向けて検討願えれば幸いです。

以上、私の質問を終わります。

○高安進一 副議長 これで、本日の一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○高安進一 副議長 明3月4日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

午後 4時16分 散 会

